環境社会配慮ガイドライン
運用面見直しワーキンググループ
③保護区内で事業を実施する場合の要件
・重要な生息地の解釈と要件

日時　2026年9月18日（金）14:00～17:22

場所　JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田　健一	元東京大学　大気海洋研究所　海洋生命科学部門　元助教
鎌田　典子	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　上席研究員
源氏田　尚子（※）	公益財団法人　地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム　フェロー
重田　康博	宇都宮大学　国際学部／国際協力 NGO センター 元教授／政策アドバイザー
鋤柄　直純	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　元研究主幹
鈴木　和信	日本大学　国際関係学部　教授
鈴木　克徳	金沢大学　環境保全センター　元教授・センター長
二宮　浩輔	山梨県立大学　国際政策学部　元教授
林　希一郎	名古屋大学　未来材料・システム研究所　教授
原嶋　洋平	拓殖大学　国際学部　教授
東　智美	埼玉大学　教養学部・大学院人文社会科学研究科　准教授

（※）会議室参加

JICA

西井　洋介	審査部　環境社会配慮審査課　課長
池上　宇啓	審査部　環境社会配慮監理課　課長
岩尾　夏樹	審査部　環境社会配慮審査課兼監理課

開会 14:00

〇西井　皆様、こんにちは。こちらJICA本部、審査部事務局の西井でございます。

本日もお集まりいただきましてありがとうございます。皆様お揃いだと思いますので、会議を始めさせていただきたいと思います。

冒頭、音声確認だけ取らせていただければと思いますが、私の声、届いておりますでしょうか。サインをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、今日の会議を始めさせていただきたいと思います。ガイドライン運用見直しのワーキンググループ、今回で3回目となります。

本日のテーマは、保護区内で事業を実施する場合の要件・重要な生息地の解釈と要件についてということで、議論させていただければと思います。

事前の回答表をお送りさせていただきましたが、事前の質問、非常に活発なご提出をいただきまして、ありがとうございました。これに基づいて議論できればと思っております。

本日の出席者でございますが、総勢11名の委員の皆様にご参加いただいております。石田委員、鎌田委員、源氏田副委員長、重田委員、鋤柄委員、鈴木和信委員、鈴木克徳委員、二宮委員、林委員長、原嶋委員、東（ひがし）委員です。皆様、ご出席ありがとうございます。

本日、源氏田副委員長が会議室からのご出席ということでございます。

ちなみに、ホームページ上でも、傍聴希望を募ってはいるんですが、今回に関しましては、傍聴希望者はどなたもいらっしゃらないということで、この総勢11名での議論となります。よろしくお願いします。

冒頭、いつものお願い事項、簡単に繰り返させていただきます。画面に記載のとおりでございますが、発言時は必ずお名乗りいただいた後、主査の指名をお待ちいただきますようお願いします。

質問やコメントにつきましては、JICA宛か委員宛か明確にしていただきますようお願いいたします。今回の場合は、JICA側は審査部のみでございますので、JICA宛と言っていただければ、対応可能でございます。

他の方が発言中は発言終わるのを確認してご発言いただきますようお願いいたします。

会議室参加の源氏田副委員長におかれましては、手元のマイクをお使いいただければと思います。本日主査いただきますので、発言の挙手は不要かもしれませんが、適宜ご活用いただければと思います。

オンラインの皆様におかれましては、ハウリング等を防ぐため、事務局の設定で一律ミュートにさせていただいておりますので、発言の際、ミュート外していただいて、カメラを可能であればオンにしていただければと思います。ご発言終わりましたら、以上です、とお伝えいただきますと、議事進行がスムーズかと思います。ご協力をお願いいたします。

通常ですとワーキンググループ主査の選定プロセスがございますが、全体会合でもご報告のとおり、ワーキンググループの主査に関しましては、事前にお願いをさせていただいております。

本日は、源氏田副委員長に主査をということで、事前にお願いをさせていただいております。ということで、早速ではございますが、主査のほうにマイクをお渡しさせていただければと思います。

いつもどおりの流れでいきますと、冒頭、事務局のほうから、簡単に今回の資料に関し、前回提出したものからの変更点をメインにですけれど、概要ご説明させていただいたうえで、議論に移れれ

ばと思っております。
　では、源氏田主査、よろしくお願いします。
○源氏田副委員長　はい、それでは、今日主査を務めさせていただきます、源氏田です。よろしくお願いいたします。
　先ほど西井さんからも簡単にご説明があったんですけれども、ガイドラインの運用見直しワーキンググループ、普通のワーキンググループとちょっと順番が違いますので、少しそこだけ、今日の進め方についてお話をさせていただきたいと思います。
　まず最初にJICAの事務局のほうから、ワーキンググループの会合の資料の概要ということで、運用面の見直し案、こちらについて説明をしていただきます。そして、皆様からの事前質問、コメントを踏まえた主要な論点、JICAの対応についてご説明をしていただきます。
　その後、協議に入るんですけれども、この運用見直しのワーキンググループでは、各委員からそれぞれ、コメントを最初にいただきたいと思います。
　主にコメントしていただく内容としては、二つあって、一つがJICAへの質問です。そして二つ目がJICAの対応では不十分であるとか、こうすべきという案があれば、ご提示をいただきたいと思います。これを各委員一人一人、ご発言いただいて、その後に論点をまとめまして、議論に移っていきたいと思っています。
　各委員の発言の順番ですけれども、いつもあいうえお順でやっているのですが、そうすると後ろの方が重くなってしまうというご指摘ございましたので、今日は逆のあいうえお順ということで、あいうえおの下のほうから、始めていきたいと思います、という感じで進めたいと思います。
　では、まず、JICAの事務局のほうから、今日の資料と、それから運用面の見直し案についてご説明お願いします。
○岩尾　はい、審査部の岩尾と申します。
　改めまして、事前に皆様、多数のご質問、コメントをいただきましてありがとうございます。
　本日は、事前配布資料に沿ってご説明をさせていただきます。ただ、こちらは既に皆様にご覧いただいているということも踏まえまして、資料全体の説明は割愛し、18ページ運用方針案のところから、FAQの修正案のところについて、事前質問を踏まえた修正点を中心に、簡潔にご説明をいたします。
　また、特にこの19ページにつきましては、委員の皆様から複数のご質問、ご意見をいただいたことから、記載を修正しております。本日はこの点を主な論点として考えておりますので、ご議論いただければと思います。
　それでは、まず18ページについてご説明させていただきます。こちらはコアゾーン、バッファーゾーン、マルチプルユースゾーンなどのゾーン区分が設けられている場合の考え方を整理したものです。
　運用方針案としましては、ゾーンの名称だけで一律に判断するのでなく、現地法令上の位置づけ、具体的には指定根拠ですとか、利用制限、事業実施の可否などを確認し、あわせてIUCNの保護地域管理カテゴリ等も参照しながら、JICAガイドライン上の自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した地域に該当するかを判断するという整理となっております。
　この点につきまして、委員の皆様からコメントがあったものではございませんが、IUCNの保護地

域管理カテゴリを正式名称とするように赤字で修正を追加しております。

また、事前質問において、法令上の位置づけやIUCNのカテゴリのみにとらわれずに判断する必要があると、ご指摘をいただいたことがあります。JICAとしましても、保全上の役割等とも照らして判断し、ガイドライン上の保護区に該当しない場合であっても、重要な生息地への該当性や保護区のコアゾーン等に対する影響を別途確認する、と考えております。

続きまして19ページに移ります。こちらは保護区で事業を例外的に実施する際の条件の一つである実施可能な代替案が存在しないことの考え方を整理したものです。

事前配布後、委員の皆様から主に次のような3つのご質問、ご意見をいただいております。

一つ目は、合理的な範疇で代替案が存在しないとは具体的にどのような場合を指すのか。

二つ目は、経済性や事業効果を考慮することにより、環境社会配慮上の影響を回避するという考え方よりも、コストや事業効率が優先される運用にならないかという点です。

また、3つ目につきましては、環境社会配慮助言委員会での検討であることを踏まえ、環境社会影響を判断要素の最初において、その重要性を明確にすべきではないかという点となります。

これらのご指摘を踏まえまして、スライドの赤字部分を修正しております。修正後の案では、理論上保護区外に代替案が存在し得ることだけをもって判断するのでなく、環境社会影響を確認し、それにくわえて、技術面、地形条件、経済性、事業効果等を踏まえて、合理的な範疇で、代替案が存在しない場合には、例外要件を満たすと判断し得るという考え方を示しております。

合理的な範疇等について、判断基準を一律に設けることは難しいと考えておりますが、ただ誤解が生じないように、注釈として経済性、採算性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではないことを明記しております。

なお、ここで申し上げたいのは、今回の整理は保護区内での事業実施を認めやすくすることを意図したものではないという点です。JICAガイドライン上、保護区内での事業は引き続き原則としては回避すべきものであり、例外的に実施する場合には、FAQに示された5条件の全てを満たす必要があります。

今回の修正は、その原則や条件を緩和するものではなく、実施可能な代替案が存在しないことを実務上どのような要素に基づいて判断するかといったことを整理するものとなります。

本日は特にこの19ページの修正案を論点として考えておりますので、ご意見をいただければと考えております。ただ、もちろん、これ以外の各論点についてご意見を妨げるものではございません。

最後に20ページ目についてご説明させていただきます。こちらはFAQにおける重要な生息地の判断基準のうち、判断基準1から準絶滅危惧種、NT種を削除する修正案となります。

現在のIUCNレッドリストにおいて、一般に絶滅危惧種に位置づけられているのは、CR、EN及びVUとなっております。

また、世界銀行等の国際基準との比較においても、NTを判断基準1に含める現行のJICAのFAQとは取り扱いに乖離があります。そのため、判断基準1については、CR、EN及びVUを対象とするよう整理する案としております。

ただし、これはNT種を環境社会配慮の対象から除外する趣旨ではございません。NT種であっても、固有種や分布域が限定される種などに該当する場合には、重要な生息地の判断基準2から5によって、引き続き重要な生息地に該当し得るものと考えております。

また、重要な生息地に該当しない場合であっても、生物多様性への影響について調査や評価を行い、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認することになります。

以上、18ページから20ページについて、事前質問を踏まえた修正点を中心に簡単にご説明させていただきました。

次に併せて別途お配りしております第3回ワーキンググループ結果案、運用面の見直しについて簡単にご説明させていただきます。

こちらはFAQの改訂案、JICAの運用方針案、本ワーキンググループにおける主要な提言の3部で構成しておりまして、FAQの改訂案、JICAの運用方針案については、先ほどお伝えした内容を反映したものとなっております。また、主要な提言については、現時点では事前にいただいたご質問及びコメントの要旨をまとめて、仮で整理したものとなっております。

本日の議論を踏まえて更新する予定ですので、ご議論のほう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

○源氏田副委員長　はい、ご説明ありがとうございました。

今回のワーキンググループの主な成果としては、今、画面に出ております運用面の見直し、これが成果なんですけれども、まず一つ目がFAQの改訂です。これが1件ございます。

そして、二つ目が、ちょっと下のほうにページをずらしていただければと思いますけれども、JICAの運用方針です。こちらはFAQの見直しまでには至らないんだけれども、運用を少し変えたいということで、運用方針というのを書いています。

そして3つ目の成果が、3ポツの第3回ワーキンググループにおける主要な提言ということで、これはFAQの改訂とか運用方針には盛り込まれなかったんだけれども、こういう議論がワーキンググループでありましたよということで残しておくというものになります。

論点A、論点B、論点C、その他ということで、JICAのほうでまとめていただいたというものになります。

主にこの3つの成果物についてとか、あるいは、ご自身の出された質問に対するJICAの答えを踏まえてといった視点で、ご意見をいただければと思いますけれども、質問と、あとコメント等あればお願いしたいと思います。

まずは今日の順番なんですが、あいうえお順の逆からということで、最初に東委員から質問あるいはコメントがあればお願いしたいと思います。

○東（智）委員　委員の東です。今回初めてワーキンググループに出席させていただいております。

事前にそれぞれの論点について質問やコメントを出させていただいて、その中で特に二つ目、論点Bに関して、実施可能な代替案が存在しないというところと、このミティゲーション・ヒエラルキーにおける影響の回避というところが、どのようにどちらが優先されるのかというところが、主な質問であったんですけれども、今回、この注意書きのところで、経済性、採算性、事業効果のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではないという文が加わったところで、私が出させていただいたコメントも合わせて、今回の修正案のところで反映されているかと思います。

私から以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

続いて、原嶋委員、お願いいたします。
○原嶋委員　原嶋です。聞こえますか。
○源氏田副委員長　聞こえております。
○原嶋委員　今、ご指摘のあった点が、私も一番気になったところで、今画面に出てますけども、この文章、特に実施可能な代替案が存在しないことということをどう理解するかっていうことで、今出ている文章が、結論から言うと、かなり複雑でごちゃごちゃしていて、結局何を意味してるのかっていうのが、わかりにくいというのが率直な感想です。
もう少し具体的に二つ指摘すると、できるだけ保護区の開発を緩和したくないっていうことについては、私も同じ意見なんですけども、ただ言葉の解釈っていうのは、客観的にしておく必要があって、ここで実施可能な代替案が存在しないっていうのは、ご承知のとおり、世銀の文章から来てるところで、ここで言う実施可能性っていうのは、元の言葉は確かviableって言葉を使ってたと記憶してるんですけども、これを実施可能っていうふうに訳してるんです。
で、feasibleという実施可能とはまたちょっと意味が違って、言葉の意味からすると、どちらかというと経済性とか採算性とか、ビジネスとして成り立つかっていう、そういうところに力点が置かれた言葉なんです。
それを今いろんな意見を踏まえて、いろいろかなり複雑にしてしまって、結果としてますますわかりにくくなっているという印象が強くあります。
保護区での開発を広げたくないっていうことについては、私も同じ意見ですけども、言葉の由来とか解釈っていうのは、客観的にすべきもので、ここでの実施可能っていうのは、どちらかというと、経済性とか、採算性とか、ビジネスの視点とか、ビジネスとして成り立つか、そういうところにフォーカスされた実施可能性ということで理解するというのが、言葉の由来としては、妥当ではないかと思ってます。
もう1点は、この中で合理的な範疇と言葉を使っているんですけども、これがまた何を意味してるかますますわからなくて、ガイドラインの中でも合理的な範囲内でっていうのはよく使われていて、これはガイドラインの中ではやむを得ないとは思うんですけども、前回か前々回の回でも出ましたけども、それとはまた別なのか一緒なのかわかりませんけど、合理的な範疇っていう言葉を、英語で訳したらあんまり変わんないんじゃないかって気はしないでもないですけども、そういう言葉を積み重ねていっても、結局はますます意味が混迷に陥るという感じがするので、合理的な範疇という言葉の利用については、否定的な意見です。
ただ、最後に一言を申し上げますけども、これはコメントにも出しましたけども、保護区での開発に手を染めないっていうJICAのガイドラインの考え方は、前回の改定においても、いろいろ意見が出ましたけども、これを堅持するということですし、ほかの開発金融機関の同種のガイドラインにはない、より特徴的なものですし、世界的に30by30のように保護区や保護地域を拡大していこうという気運は高いわけですから、今後もこの規定そのものは、堅持していただくことを期待しています。
以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
この保護区の実施可能な代替案が存在しないことというところ、ほかの方も論点に挙げたいとこ

ろだと思いますので、またご対応のほう、後でJICAからご説明いただきたいと思います。
　続きまして、その次が、林委員長、お願いします。
○林委員長　林です。
　私のほうからは、この資料でもいいんですけど、ワーキンググループ結果案の資料で、論点Aのところなんですけど。
　今まで出てきている話もあるんですけど、その論点Aの保護区の範囲の話が出ていて、主な提言のほうで、最初の保護区の範囲みたいなところで、なんとなくよく意味が取りにくいのが、保護区内の各ゾーンについては、法令上の位置づけに加えなんたらとか書いてあって、ここで言ってる各ゾーンの話っていうのは、コアゾーンではなくて、バッファーゾーンとかマルチプルユースゾーンについては、本来は保護区の中なので、適切に取り扱う必要があるということではあるんですけど、とはいえ、もう既に使っているところもあるので、そういう場合が出てきた時にどうしましょうかっていう論点だと思うので、特にもうちょっと明確にしたほうがいいのかなと。
　本来はやっぱり5条件等を含めて、バッファーゾーンとはいえ、考える必要があるかなと。
　それにくわえて、保護区以外のゾーン、隣接地についても予防的に扱うって、多分そういう整理になっているのかなと思うので、少しここら辺文章を足していただいたほうがいいかなと思っています。
　その下の主な提言の3つ目のチェックのところですけど、ちょっとこれもなんとなく意味がわかりにくくて、境界線が明確でない地域や自然共生サイト等、将来保護区となる可能性がある地域、保護区の地下空間等々、いろいろ書いてあって、これが全部並列で保護区としての取り扱いを検討・確認すべきというふうになってると。
　それ、並列として理解していいんですか。それとも境界線が明確な地域や自然共生等を将来保護区となる可能性がある地域というふうに読むのか。ちょっとそこがはっきりしないなっていうのがちょっとありました。
　なので、今ちょっとそこら辺、これあくまで提言なので、文章の取り方がいまいち判然としないところがあったかなと思いつつ、この辺対応を検討したほうがいいかなと思いました。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　次、二宮委員、お願いいたします。
○二宮副委員長　二宮です。聞こえてますでしょうか。ありがとうございます。丁寧に、網羅的に、論点を、議論の対象の項目を整理していただいたと思います。
　私からは、論点Bのところの1番目です。やっぱり先ほど来、ご発言の委員からもご指摘があったこの5条件が非常に重要で、特に1番目が非常に広くカバーされているので、どういうふうに理解するかが重要なポイントだと思うんですが、2から5っていうのもやはり非常に重要で、1点確認というか、後でいいんですけども、Bの1ポツのところに真ん中2行目から5条件3から5の確認時期・方法や内容を整理し、条件2に環境保全を所管する省庁の了承を加えることを検討すべきということで、これ私も中で質問させていただいて、ご回答いただいたんですが、これは今までも、この環境保全関連の省庁の了承を得ることは、意識して、されてこられたのかどうかということを、後で議論の時に確認させてください。

それから、3から5の確認時期・方法、内容、これを整理することは本当に非常に大事だと思うのですが、できればどのように整理をするか。特に2番は、同地域における開発行為が相手国の国内法上認められるとは、これは今まで私の経験の範囲の中では、わりかしどこも大丈夫なんだよというようなことを先方の政府もおっしゃると。

ただ、いやいやそうは言ってもということで、助言委員会のほうで、いろいろなことを確認するということなので、あんまり制約要件になってないというような感じもいたしますし、3番もその同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守する。これも当然遵守していただくのは当たり前のことなんですけど、どのような状況であれば遵守したことになるか、どのように確認するかということだと思いますし、4番目も同地域の管理責任機関、その他の地域コミュニティ及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られると。

最終的にはステークホルダー協議も実施して、細かな要望を確認して、合意をするプロセスですので、そういう意味では、プロセスが完成されれば合意が得られているというふうにも理解できますし、その中で非常に強い懸念が示された時にはどうするのかとか、この辺の合意が得られるっていうのも、どうなれば合意が得られることになるのかとか、この辺のところは、できれば今回の見直しで、少し議論の跡を残しておければいいのかなということが感じたことです。

私からは以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございました。

この保護区の中で、開発を認める場合の条件というところです。ここも意見が多かった場所ですので、これもJICAのほうに後でお願いをしたいと思います。

では続いて、鈴木克徳委員、お願いいたします。

○鈴木（克）委員　はい、鈴木ですけれども、聞こえますでしょうか。

○源氏田副委員長　聞こえております。

○鈴木（克）委員　私からは細かい点で二つほど質問があるのと、それから二つほどコメントがあります。

一つは私の質問に対して回答をいただいたものの中の15番で、コア、バッファ、マルティプルユースゾーン等のところで、「調査開始後の専門家や地域住民とのステークホルダー協議等を通じて実態的な保護区の役割を確認するものと考えております。」というご意見をいただいているのですけれども、これはスコーピングの会議が行われた後のみに行われるような印象を与えるのではないかと思いました。これはスコーピングの前後どちらも含むという趣旨であるのではないかと思ったので、その点を確認させていただけないかと思うのが、1点目の質問です。

2点目は、運用面の見直しの中で、3のワーキンググループにおける主要な提言の論点Aの3つ目のポツのところ、1番下の行ですけれども、法令に基づき認定されたOECMという書き方になっているのですけれども、私は各国の制度というのがどうなっているのかよく知らないのですが、OECMは、必ずしも法令だけに基づいて認定されるわけではないのではないかと思っており、このような形で限定的に書く必要があるのかという点について、JICA、あるいは、専門家の先生方に教えていただけたらと思います。

次に二つのコメントですけれども、一つ目のコメントが、JICAの運用方針の二つ目のポツのところで、これについては、原嶋委員のご指摘と考え方を同じくするものです。この表現だと今一つよ

くわからないのではないかと感じていて、一つには主要な提言の論点Bの最初のポツのところにある保護区内の事業はあくまで例外的な措置であるということを、このJICAの運用方針の二つ目のポツの冒頭にしっかりと明記をしておいたほうが良いのではないかと思います。これは主要な提言ではなく、JICAの運用方針の中で、明確にしておいたほうが良いのではないかということです。

それからコメント、意見でも出したのですけども、「合理的な範疇」というものが何かについて、もし何かもう少し明快にわかるようなものがあれば、お示しをいただけないかと思います。私の意見としては、例えば事例集みたいなもので示してもらっても良いのかもしれないと申し上げたのですけれども、その点について、JICAの見解を聞かせていただければと思います。

二つ目のコメントというのは、主要な提言の論点Aの二つ目のポツに関し、IUCNの保護地域管理カテゴリについての話ですけれども、「保護区の絶対的な基準や開発規制の基準として用いることは適切ではない。」と断定的に書かれているのですけれども、いろんなケースがあるので、適切ではない場合があるという趣旨ではないかと思ったのですけれども、その点についての見解を聞かせていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○源氏田副委員長　ありがとうございました。

質問が二つ、専門家、住民の考えを踏まえて、保護区のことを考えるというところですけれども、これ、スコーピングの後だけじゃなくて、スコーピングの前後ではないかという質問です。

それから、あとは運用方針の提言のほうの中で入っている論点Aの3ポツ目のOECMのところですけれども、法令に基づいて認定されたOECMとなっているが、これが本当にそれだけに限られるのかという点です。これは後でご質問に対して、JICAのほうからお答えをいただきたいと思います。ありがとうございました。

あと、コメントについても、原嶋委員と同じようなコメントいただいてますけれども、こちらも後でご回答お願いしたいと思います。

それでは続いて、鈴木和信委員、お願いいたします。

○鈴木（和）委員　鈴木和信です。ありがとうございます。

手短にと思いますけども、保護区での例外的な実施のところで、もうお話出てます合理的な範疇のところと、それから理論上保護区外での、との言葉遣いです。そこ、私もうんと思ったので、もう既に委員の方がおっしゃっているので、私もということで申し上げました。

あとは二つあります。これも今、鈴木克徳委員のほうにおっしゃっていただいちゃったんですけれども、保護区内の事業、あくまで例外措置であって、原則禁止の規定を堅持すべきっていうのは絶対的な方針だと思いますので、私も今回の改定を機に、これをまず一丁目一番地みたいなところにきちんと明記しておくことがいいのかなと思います。

あと最後になります。今回、提言がこんだけたくさん出て、なんとかすべきであるという、まとめられているものがたくさんあるんですけども、正直言って、これ今後どうするのかなっていうところが、余計なお世話かもしれませんが気になっています。

特にってわけじゃないんですけども、このオフセットのところ、ネットゲインのところとか、何か対応が、もちろんいろいろ難しいのありますけども、これを契機に研究を行うとか、何か別な形で対応することもあるのかなとか、勝手ながら思ってますけども、何かそのすべき、すべきという

提言がある中で、一つでも二つでも次に繋がればいいなと思っています。
以上です。ありがとうございます。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
ここも意見が重なっているところですけれども、合理的な範疇とか、あと保護区で開発をするのは例外というのは、きちっと書いたほうがいいとか、こういうところはちょっと拾っていただければと思います。
それからあと、オフセットについても、ほかの方からもコメントが出てましたけれども、どうするのかということもちょっと考えていただければと思います。
では続いて、鋤柄委員、お願いいたします。
○鋤柄委員　鋤柄です。
まず、コメントに丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございました。
私からは、運用見直し案の改訂したFAQについてです。
1番のところ、事前の質問でもお伺いしましたが、IUCNのレッドリスト、あるいは相手国内の同等アプローチというところです。IUCNのレッドリストの作成では生息情報等データを集めて定量的に評価をしていますので、かなり難しいと言いますか、国によっては当然そのような同等なアプローチはやっていません。そのため、できればその相手国で指定している保護種も、これに準じて考えるべきかと質問をしたところ、それはこの判断基準（1）に含まれているというお答えでした。
なので、ここでは下のほうに注記のような形で、アスタリスク付きで入っていますけれども、それと同じ並びで、相手国での保護種もこれに該当するということを、明記しておいたほうが誤解が少なくて、はっきりするのではないかという、これは提案です。
私からは以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
FAQについて、今、鋤柄委員からお話がありました相手国国内の同等のアプローチで指定されている絶滅危惧種となっていますけど、これについてはIUCNのアプローチと同じというわけでなくても、相手国によって決められているのであれば、そうなりますよということを、ちょっと注記してくださいというご意見だったので、これも後でお返事をいただければと思います。
続きまして、重田委員、お願いいたします。
○重田委員　重田です。聞こえますか。
私は最初、質問に基づいて、あれなんですけれども、まずテーマの議論の以下のとおり、JICAの運用方針を整理しました、というところで、丁寧に整理していただいてご回答いただいてありがとうございます。
それで、JICAの運用方針の2点目。これはもう皆さん、既にもう何人かの方も言ってられるように、これは私も指摘したところですけども、ここがJICAの運用方針で入れられたということで、よかったなということを思ってます。
あと合理的な範疇での代替案が存在しない場合には、例外要件を満たすと判断し得るものとすると、ここの言葉が、原嶋委員はじめ何人かの方からもご指摘があったように、ちょっと言葉を整理して書いたほうがいいんじゃないかと思いました。
あと私の質問に書いた6ページ、No.13。ここは論点Aのことについて、一部路線に保護区に重複が

ないことが判明した理由について書いてくださいということで、ご説明いただいてます。

ここはJICAの運用方針の1番にも書かれていますとおり、現地法令上の位置づけやIUCNの保護地域管理カテゴリなどとも照らして、JICAのガイドライン上の自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当するのか判断すると書かれてますので、ここは書いていただいてよかったと思います。

以上がコメントです。

もう一つ、回答表の32です。ここは今の保護区の事業実施要件について、質問させていただいて、ここに回答いただいて、これはJICAの運用方針にも反映されていると思うんですけども、32、33、これはブータン国の水力発電所の事業の場合と、あとケニアのオルカリアV地熱発電開発事業の場合ということで、両方とも発電所だと思うんです。

ご存知のとおり、つい最近、ネパールで気候温暖化に伴う洪水の発生、大規模な事故がありましたことは、皆さんもよくご存知だったと思います。あれは氷河の崩壊とか、気候変動の影響とか、そういうことがあったと思うんです。だからブータンとかネパールとか、こういう山岳地帯の自然環境はこれから十分ケアする必要があるんじゃないかと。

ブータンにも、今氷河が決壊しそうだっていうところで、心配されている氷河とか地域もかなりありますので、やはりここは環境社会配慮をやっぱり十分考慮してこの事業を進めていただければと思います。

その点と、あと最後に回答表の46番に私も書かせていただいたんですけれども、論点Cについてこの論点の重要な生息地の解釈と判断基準について、JICAのガイドラインの判断基準と国際基準との乖離による修正理由っていうとこなんですけども、ここでは世銀やIUCNの国際基準を尊重してるっていう書きぶりなんですけども、JICAのガイドラインとして非常に重要なこともこの絶滅危惧種と、準絶滅危惧種の重要なことを判断基準としているので、ここはやっぱり尊重して可能な限りやっていただきたいということで、ここで回答のほうにもご説明いただいてますけども、JICAの判断基準も尊重していただきたいということです。

以上、コメントでした。どうもありがとうございました。

○源氏田副委員長　コメントありがとうございました。

では続いて、鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員　ありがとうございます。鎌田です。

JICAの皆さん、取りまとめありがとうございました。

論点Aについて一つコメントさせてください。見直し結果の提言のところで、今回、一番たくさんコメントがついているのが、保護区内の各ゾーンについては、法令上の位置づけに加え、実際の目的云々5条件、適用を含め、というところで10個ぐらいコメントが付いていて、本当にたくさんの委員がここについてコメントされたんだなと思います。私も確かここについてコメントをしました。

回答表の18、私自身のコメントのとこのJICAさんのコメントがそのとおりだなと思っておりまして、保護区の判定においては、一番右、回答のとこで、各ゾーンの指定目的、利用制限及び保全上の役割とも照らして判断するというポイントがまさに重要だと思っておりまして、ちょっと左のコメントでも書いたバングラデシュのワーキングでは、確かバッファーゾーン、マルチプルユースゾーンは保護区ではないという整理だったと思うんですけど、その理由が向こうの法律上保護区として

扱われてないということが一番の理由だったと思うんですけど、この時すごく思ったのが、バッファーゾーンの目的を読むと、森林の農地への転換を防ぐこと、生物多様性の保全を行う地域と明示されていたりして、この部分が大事なのかなと思っていて、今回の運用見直しの論点をちょっと提示していただいてもいいでしょうか。上の部分です。この文章に異論はありません。

ただ、重要なのは法律上の位置づけの括弧内、法律上、ただもう保護区として向こうが扱ってないから保護区じゃないんだっていうのではなくて、この括弧内、今回書いていただいてすごく良かったなと思うんですけど、指定の根拠、目的、利用制限があるのか、をJICAとして保護地域かどうか判断する根拠にしていただければいいのかなと思いますので、文案については特に異論はありません。

論点Cについてはちょっと先ほどの鋤柄委員のご指摘ともかぶるんですけど、私もIUCNだけを基にいろいろ重要な地域か判断するのはリスクがあるなと思っていて、ただ実態としてあまり途上国で整備されていないケースが多いと思うので、IUCN使うケース多いと思うんですけど。

ちょっとJICAの皆さん等に負担をかけて申しわけないんですけど、国内に同等のアプローチがあるのかないのかを、今後の案件、スコーピングレポートとかで一言入れていただけると、国内にはないからIUCN基本ベースなんだってわかっていいなと思ったので、今後に向けての提案です。このFAQを変えてほしいとかいうわけではありません。

以上です。ありがとうございます。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

論点Aについてはいろいろご意見いただいているところですので、こちらも後でご回答いただければと思います。

それから最後、論点Cのところです。IUCNと同じアプローチっていうの、ちょっと途上国で難しいんじゃないかということで、ただ、それでも国内のリストを作っているようであれば、参照していただきたいという、そういうコメント、鋤柄委員からも同じようなご指摘ありましたので、こちらは後でまた教えていただきたいと思います。

では最後です。石田委員、お願いいたします。

○石田委員　わかりました。JICAのほうで、この非常に議論が多いと思われる分野について、きちんとまとめてくださってありがとうございます。

いろいろと何か言わなきゃいけないことがあるかなと思ったんで、私は回答表自分の書いたところを主体にして、コメントというか疑問というか、質問を述べさせていただこうと思います。

順番に自分の質問を追っていきますけど、まず20番なんです。これも皆さん、先ほど来、非常によくメンションされてるから、やっぱ関心が一番高いとこだと思うんです。

それで、私、そこで書いたように、保護区として判断するには、IUCNだとか既存の方法で既に書かれているやり方で、これもっぱら法律的アプローチとか管理的アプローチ、それでやるのはもう現実上妥当なとこだということは否めようもありませんが、ただし、本当にそこで生息したり生育してる生物はその法律上のところに必ずしもいるわけじゃないし、その法律上の制定が古かったりするし、管理上、例えばIUCNは絶滅危惧種を主体に置いているわけですから、実際の生態系だとか、生物種保全の機能とは、ずれてる場合もあると考えたほうが妥当じゃないかと思うんです。

だからそこで3番の生態学的機能として、生態系の連続性や回廊、これ、先ほど鎌田委員もおっし

ゃっておられましたけども、ミャンマーの道路案件の時、種の移動なんかについても十分には把握ができてなかったということで、そういうことは実際にあり得るんです。

ですから、やはり私としては、できる限り現地において実際の調査を通じて、実際に生物生態系がどういう状態になっているかということを、やっぱり見ていただける手段を考えてくれないかなと思うところなんです。それが、まず第1点です。

それから、次に今度37番に飛びますけども、37番、私の意見で、ご意見参考にいたしますと書いていただいて、それは非常に書いた本人としてはありがたく思うんですけども、これはどういう意味なんでしょうか。

そういう意見があったということを、どこかに記載しますっていうことなんでしょうか。運用見直し結果の提案にも提言にも、特にこれは採用されてないようなんで、少し気になるところです。

これは私、昔から言ってることであって、例えばマングローブ林もここで挙げてますけども、何もそれは生態系サービス、でも広くは生態系サービスの一つか。やっぱり教育資源や文化的資産や観光資源になり得るんです。

日本は本当、昔、鹿児島にあったマングローブを全部なくしてしまいましたから、そういう意味ではもう沖縄とか奄美とかしか残ってないわけです。でもお隣の台湾は、西海岸があれだけ工業発達しながらマングローブ林も各所に残してるんです。そこはもう保全をしてるし、教育的資源としても使ってるし、キャットウォークもきちんと入れてるし、だから例えば台北に来た観光客が、観光に飽きたなと思えば、マングローブ林のとこに行って歩いたり、自転車に乗ったりすればいいわけです。

そういう今は目に見えないけど、ポテンシャルがあるっていうことを、どう環境社会配慮で考えていくのかってところは、そろそろ考えていただいてもいいんじゃないかなと思います。

今、資産価値がないから、そういう目に見えないものは、天然資源としての価値としてだけ認めて、それで判断するっていうところは、ちょっと本当に気になるところです。

3つ目、38番。これはありがとうございます。

それから、50番。このアカバーアンマン海水淡水化送水事業のBiodiversity Action Planで、ネットゲインやノーネットロス、そしてそこからモニタリング続けるって、とても面白い事例だなと思ったんです。

今までここまで連続して、ネットゲインからモニタリングまで続けた案件と助言っていうのは見たことがないんです。だからこれ、すごく意味がある話だと思うし、今の生物多様性保全や世銀、IFCを含めた環境社会配慮の中核的に置ける話であるし、もうちゃんと英語の文書では明確に書かれているわけです。

JICAでもようやくこの案件の具体例が出てきたので、これは運用方針とは違うと思いますけども、FAQ等で事例として一般化、明確化することを検討化していただけないでしょうか。これ、50番を私どっかに採用されてるんでしょうか。後で見といてください。

それから51番はよろしくお願いします。ここも何人かの委員の方がおっしゃっておられましたけども、NTだから検討対象から除外するのではないということですし、NTの中にも固有種だとか希少種が存在してるわけです。

過去、ワーキンググループに出る時に、委員会で毎回資料をいただいて、それを拝読させていた

だいてるわけですけども、中には時々、絶滅危惧種のリストだけポンと載せられてるんです。それはちょっとやっぱり困るなと思うんです。

この今、NTの話をしているわけであって、固有種、希少種も同等に扱うことが望ましいという話をしている中で、絶滅危惧種リストだけをポンと出されると、それはちょっとスコープが狭すぎるんじゃないかなと思うので、その点もFAQできちんと明確化していただければと思うところです。

それから、次は私、62番ですけども、OECM、先ほどからお話が出てますけども、これひょっとしたら我々が思ってるよりも大切な定義というか、概念というか、じゃないかと思います。

枠をかけて、そこで何も活動させない、産業させないっていうのが、保護区のあり方ですけども、そうではなくて、30by30を達成するっていう大きな目標を掲げた中で、保護区じゃないんだけども、神社だとか農地だとか、伝統的管理地だとか、海で言えば、資源管理をきちんとしている海域とか、それを含めればどうかっていう研究が少しずつ進んでるんじゃないでしょうか。

この会議始まる前に、IUCNのレポートを読んでたら、世界のOECM議論の最前線、今年の8月1日っていうのがあって、やはりそれが議論されてるんです。で、南アフリカのケースでは、農地が生物多様性保全上重要な役割を果たし得ることを踏まえ、農地をOECMに組み込むための基準づくりや法整備の進捗が共有されたというふうな記事まで載っているわけです。

ですから、OECMは今後必ず出てくると思うんです、環境社会配慮を検討するにあたり。ですので、FAQに入れていただけないものかと思うんです。

63番は、先ほどNTのとこで申し上げました。

それから、最後に64番もこれも大丈夫です。

私から申し上げたいところは、以上です。主査、お返しします。ありがとうございました。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

先ほども、生物多様性オフセットについては、鈴木和信委員からもちょっとご指摘ありましたが、これどう扱っていくのか、今後の取り扱いです。

それから、あとNT種だから除外するというわけではなくて、希少種と固有種という場合もありますので、それについてFAQで書いたほうがいいんじゃないかというご意見です。

それから最後、OECM、こちらもできればFAQあったほうがいいんじゃないかというご指摘ですけれども、ここら辺も後で、JICAのほうに対応を伺いたいと思います。

ということで、ざっと皆さんからご質問、ご意見をいただいてますけれども、まずは質問のほうから、ご回答いただきたいと思います。

まず最初の質問が、林委員長からいただいた主要な提言の中の論点Aのところです。3つ目のチェックになりますけれども、境界線が明確でない地域や自然共生サイト等、将来保護区となる可能性がある地域、それから保護区の地下空間、地域住民にとっての自然資源の保護・持続的利用のための指定地域、法令に基づき認定されたOECM、これ全部並列な扱いなのかということです。ちょっとこの中身、順番についてご回答いただければと思います。

それから、その次、あとは二宮委員からいただいた、こちらもこの主要な提言でいくと、論点Bのところになりますけれども、最初のチェックです。保護区で事業する場合の条件の(2)にある環境保全を所管する省庁の了承ってことが書いてあるんですけど、これは今までも得ているのか、普通得ているのかどうかという、そういうご確認がありましたので、これもご回答いただければと思いま

す。
それからその次、鈴木克徳委員から、質問の回答15番に対してなんですけれども、専門家、住民の意見を踏まえて保護区のあり方を考えるというところですが、スコーピングの協議を踏まえてって形になっていますので、スコーピングの後のみなのかということなんですが、これスコーピングの前後ではないのかというご質問がいただいています。
それから、鈴木克徳委員からもう1点質問ですけれども、こちらは主要な提言でいくと、論点Aのところになりますけれども、法令に基づいて認定されたOECMという書き方になっているんですが、これ必ずしも、法令に基づいて認定されたものじゃない場合、その場合はどうするのかということです。それについて、ご説明いただければと思います。
それからその後、ざっとあとはコメントをいただいているようなんですが、最後、石田委員からご質問があったのが、石田委員のご意見の37番に対するところなんですけど、ご回答でご意見参考にします、というのが書かれてるんですが、実際に運用方針とか、主要な提言には含まれていないようなので、どういうふうに扱われるのか教えていただきたいということです。
ここら辺とあとその他、もしJICAのほうで、回答したいことがあればお願いしたいと思います。
以上です。
○西井　皆様、コメント、質問ありがとうございました。
とりあえず私のほうでざっと回答できる限りをトライしてみて、あとはちょっと同僚に助けを乞いたいと思っております。
ご質問のところから先に行かせていただくと、林委員長からいただいた主要な提言のところの並列か否かという点についてです。記載としては、並列のつもりでおりました。
我々としては、ここについては、皆様からいただいた質問をまとめる趣旨で書いているところでございまして、ある意味、今までは法令上の保護区とか、重要な生息地という概念に対しての取り扱いを議論していたんですが、それ以外の概念に対してどう取り扱うんだというコメントが、いろいろなテーマにおいて出されていましたので、便宜上、これらコメントまとめるに当たって、並列でこんな意見がありましたというような記載ぶりにさせていただいた次第です。
ですので、境界線が明確でない地域や自然共生サイトですとか、将来保護区になる可能性がある地域ですとか、地下空間はどうするんだとか、いろいろとコメントいただいたので、それをまとめて記載させていただいたという趣旨でございます。
もしかしたら、境界線が明確でない地域や自然共生サイトというのが、将来保護区となる可能性がある地域に含まれるのかもしれないのですが、それに限らずという趣旨でございます。
二宮委員からの論点Bのところの、環境を所管する省庁の了解を得ているかどうか、ですが、これ、恐らく案件ごとに判断しているものと考えます。その国でその自然保護区の中で事業をやろうと思った時に、環境所管省庁の承認が必要であれば取るというのが、一般的な考えだと思われ、そこは国によってルールが変わってくるかと思いますので、内容に応じて対応するということだと理解しております。
鈴木克徳委員からいただいた15番のスコーピング前後の話でございますが、ご理解のとおり、保護区の判断というのは、必ずしもスコーピングの後のみというわけではないかもしれず、場合によってはその前にもあり得るかなと思いますので、前後の可能性はあると理解しております。書きぶ

りがもし微妙に誤解を招くようであれば、修正させていただければと思います。
○池上　審査部事務局、池上です。
　37番、石田委員からのコメント、非常に示唆に富んだものと考えております。
　こちら、マングローブの重要性についてを中心に書かれておりますけど、実はこのご提言と言いますか、ご意見の趣旨はさらにもう一歩上のコンセプチュアルなところ、自然資源の潜在的価値についても考えるべきだという点で、そこの部分が一番主なポイントだと理解しており、我々としてはご意見参考にいたしますと書かせていただきました。
　潜在的価値については、非常に重要ではあるとは我々としても認識しているところです。先ほど石田委員がコメントでは生態系サービスはやはり環境の範囲で見る点であり、観光・教育・レクリエーションなどさらに幅広い範囲のメリットについても考えられているとのことでした。これに関し、環境社会配慮の範疇で、どこまで見るかというのは結構難しい観点だと思っております。例えば観光開発に資する価値を評価することが環境社会配慮上必要なのか我々ガイドラインの範疇で見ていくべきことなのか、実は環境社会配慮の範疇を超えた大きなところの要素を含んでいると思います。
　この点についてはFAQや、提言に簡単まとめるとかは非常に難しいかなと思っており、ただ、長期的には非常に重要なポイントだと思っておりまして、ご意見参考にいたしますという形で、回答させていただいたということでございます。
○源氏田副委員長　あともう一つ、鈴木克徳委員の質問で、主要な提言の論点Aのところの3つ目のチェックです。
　法令に基づき認定されたOECMと書いてあるんですが、こちらは法令に基づいてない国もあるんじゃないかという、そんなご指摘でしたけれども、これはどう扱うんでしょうか、そうした場合。
○池上　はい、こちらのほう、恐らくご提言、ご意見をまとめる際に、法令に基づきといてあった文言がそのまま残ってしまったのかもしれません。
　OECMについては実際法律に基づいていないものが多数あるというのを我々としても承知しておりまして、それを積極的に外そうとか排除しようと、そういう意図はございません。この文章の中で、法律に基づく、の部分が確かに不要かと考えております。
○源氏田副委員長　そうすると、この法令に基づき認定されたという部分は削除しても構わないということでしょうか。
○西井　はい、ご理解のとおりでして、OECMというものがあることは認識していますので、その取り扱いを検討しなければいけないということは、ご指摘のとおりかなというところです。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　ここまでざっとJICAのほうから質問に対する答えをいただいたんですけれども、これについて各委員からもしコメントがあれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。
　鈴木克徳委員も特にこのご回答でよろしいでしょうか。
　林委員長、お願いいたします。
○林委員長　林です。すいません、ご回答ありがとうございました。
　境界線が明確でないと、今ちょうど映っているところですけども、保護区としての扱いを検討・確認すべきという形でいいのか。

保護区として扱う可能性があるところと、準ずる形で扱うものと、ちょっと混在してるのかなっていう気がしたのは、将来保護区となるんだったら、これは将来保護区と同等ぐらいの、で、地下空間ってどこまで考えるのっていう話があるのと、準ずる取り扱いっていうのが少し並列であれば混在してるかなとちょっと思ったりしたので、全部保護区としてっていうことであれば、それでも別に構わないっていえば構わないんですけど、その辺がちょっとどうなのかなと思いました。

以上です。

○源氏田副委員長　すみません。JICAのほう、お答えあればお願いします。

○西井　林委員長、ありがとうございます。

ご指摘の趣旨は、今このリストに提示させていただいているそれぞれの項目が将来的にポテンシャリー保護区の材料とは限らないということをご指摘いただいたのかなと理解しましたので、文章後段で保護区としての扱いの検討材料として、このリストが適正かというご指摘かと理解いたしました。

ご指摘のとおりかなと思いまして、将来保護区とか保護区の地下はポテンシャリー保護区なのかどうかという議論だと思うのですが、境界線が明確でない地域とか自然共生サイトに関しましては、必ずしもその限りではないのは事実かと思います。

保護区に限定してというよりは、その生息地、あるいは重要な生息地も含めて生物の生息地としての取り扱いをどのようにするのか、保護区として扱うのか、重要な生息地として扱うのか、あるいは一般的な生態調査の中でどうするのかというところを広く検討すべき、材料としてこういうテーマがあるということで、文章をまとめたつもりでしたので、保護区としての扱いというところ、少し文言膨らませていただいて、生態地域としての取り扱いですとか、そういう言葉も付記できればと考えております。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。林委員長、いかがでしょうか。

○林委員長　事実的なこととの齟齬がなければいいかなと思ってますので、JICAさんの取り扱いにここはお任せしますけども。

○源氏田副委員長　JICAの側はいかがでしょうか。

○西井　はい、事実関係、コメント等の適合はもう一度確認させていただきますが、恐らくこちらの認識としてはそうですので、踏まえて文章を検討してみたいと思います。方針先ほどのご説明のとおりでございます。

○源氏田副委員長　はい、ありがとうございます。

続いて、あと石田委員、手が挙げていられるようなんですけれども。石田委員、お願いします。

○石田委員　主査、ありがとうございます。

OECMについては12番のご質問をされてる鋤柄委員の回答を読んだんです。これそのまま、例えばFAQに載せられないものかなというようなことも思ったんです。今のお話の文脈から言うと。

そのあたりはどうなんでしょうか。なんか今のお見積もりがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。JICAの側、お答えいかがでしょうか。

OECMの扱いについて、FAQで何か12番のご回答みたいなところを載せられないのかということなんですが。

〇池上　石田委員、大変お待たせしました。
　この12番の回答についてです。我々としては、この考え方であり、これについてご同意いただけることについて、大変ありがたく思っております。
　FAQに載せることかどうかですが、今内部でお話ししていたのは、この内容云々についてではなく、FAQにここまでの細かい情報を入れだすと、これもFAQ、あれもFAQに記載するということになってしまうのではないか、という点です。FAQの中で、今まで記載されていることと比較すると情報の粒度として細かすぎるのではないかと思い、今ちょっと議論していたところです。
　FAQには入れず、運用方針や提言で、これを明確化するというのも一つの手段なのかと思っております。
〇石田委員　ご回答ありがとうございます。
　そういう形で残していただければ、どのような形でも記録として皆さん活用できると思うので、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。
〇源氏田副委員長　ありがとうございます。
　これ以外で、JICAからの先ほどの質問の回答に対して、何か追加でございますでしょうか。あるいは、もう少し聞いておきたい点があるという方がいればお願いいたします。
　よろしいでしょうか。JICAの側も大丈夫ですか。ありがとうございます。
　では、ざっといろいろご意見いただいているんですけれども、論点として今後議論したい点を少し整理させていただきたいと思います。
　まず、この運用面の見直しのほうです。こちらのほうで、まず最初のFAQについてですけれども、これは鋤柄委員とか鎌田委員からご指摘があったところですけども、このIUCNの相手国国内の同等のアプローチで指定されている絶滅危惧種がと、こう書いてあるんですけども、それについて、IUCNと同じレベルの、同じアプローチのものに限定するのはちょっと難しいんじゃないかということで、相手国で認められているのであれば、それはそれとしてリストとして尊重すべきじゃないかということを注記で書くというようなことを、特に確か鋤柄委員からご指摘いただいているかと思いますので、ここはちょっと一つFAQの改訂にも繋がりますので、議論をさせていただきたいと思います。
　それからその次、JICAの運用方針ですけど、こちらが一番ご指摘が多かった点かと思いますが、まずJICAの運用方針の1番目のポイントとして、保護区内の事業はあくまで例外措置であり、原則禁止の規定を堅持すべきことをきちっと書くべきじゃないかと、運用方針の中にこれを書くべきじゃないかということです。
　具体的には、今は第3回ワーキンググループにおける主要な提言の中の論点Bに書いてあるところなんですけれども、その1番目に書いてあることです。保護区内の事業はあくまで例外措置であり、原則禁止であるということ。これを運用方針の最初に持ってきてはどうかという意見です。これ結構多かったと思いますので、これをちょっとご検討いただきたいと思います。
　それからその次、保護区での例外的実施の条件、こちらもいろんな意見いただいたところなんですけれども、まずは原嶋委員からいただいた、ちょっと文章が長くてわかりにくいんじゃないかという、意味はちょっとよくわからないと。しかも実施可能な代替案という言葉です。もともとは英語でviableだったんじゃないかということなんですが、これはちょっとずれているんじゃないかという、そういうご指摘です。

それから、この合理的な範疇という言葉なんですが、これもちょっとわかりにくいのではないかということで、ご意見が多かったところです。ここのところ、実施可能な代替案が存在しないこと、ここら辺をしっかり議論させていただければと思います。

あと主要な提言の論点Bの最初のポツです。5条件の(3)から(5)の確認時期・方法や内容の整理の仕方とか、条件2に、環境省の同意を得ることといったことも盛り込むべきではないかって、こういうご指摘もありましたので、こちらについても議論をしていきたいと思います。

このJICAが付けてくださった注、経済性、採算性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではない、ということは、評価している方も結構いらしたので、これはこのまま残しておければという気がします。

ちょっとこの二つ目のチェックの文章全体、こちらについても議論ができればと思います。

それからあとは、主要な提言のところに移っていきますけれども、まず論点Aのところですけれども、この最初のポツ、予防的に取り扱うということなんですけれども、ここもいくつかご指摘があったかと思いますので、そちらもちょっと考えておければと思います。

それから、3つ目のポツ、OECMについては、法令に基づき認定されたというところを削除するということになりましたので、これはこれで確定をさせていただければと思います。

そして論点B、二つ目のポツです。オフセットについて、鈴木和信委員、それから石田委員からもコメントがあったかと思いますけれども、JICAの方針、見解と事例、これ、今後どのように整理していくのかということも、ちょっとお話をいただければと思います。

そして最後です。論点Cのところですけれども、NT種、検討対象から外すとしても、この地域の固有性とか、分布域、個体群の重要性、生態系の機能、これを踏まえて注意を払う仕組み、これは必要ではないかということです。そういったことも少し中に入ってくるかなと思います。

それから二つ目のポツです。国内・地域版のレッドリスト、こちらもご意見がいくつかあったところだと思いますけれども、これも議論させていただければと思います。

以上で、だいたい論点はカバーされてるかと思いますが、ほかに何か追加で議論されたいポイントありますでしょうか。よろしいでしょうか。

時間的にはどうでしょうか。休憩を取ったほうがいいですか。

それでは、10分ぐらいここでお休みをいただいて、3時半から再開したいと思います。

15:21 休憩

15:31 再開

○源氏田副委員長　それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、先ほどちょっと整理させていただいた論点に沿って、お話をさせていただければと思います。

まず最初にFAQの改訂が今回ありますので、これはきちっと議論をしておきたいと思います。

こちらについては、このIUCNと同等なアプローチで、相手国内で指定されている絶滅危惧種というふうになってるわけなんですけども、これについて、鋤柄委員、あるいは鎌田委員からコメントがございました。

このIUCNと同じアプローチというのを求めなくても、一応、相手国内で決まっていれば、そちら

はそのままリストとして使ってもいいのではないかという、これを注釈で入れていただきたいということなのですが、これについてはいかがでしょうか。

JICAの方、お願いします。

○西井　はい、ありがとうございます。審査部の西井でございます。

とりあえず私のほうから答えて、適宜補足を同僚のほうからもらえればと思います。

ご提案の内容に関しまして、いろいろと考えていたところでございます。相手国内のアプローチが同等かどうかというところの論点かもしれないなと考えているのですけれど、相手国政府の中でアプローチがあった時に、尊重すると。

そもそも前提として、そのIUCNと同等レベルの尊重できるようなアプローチがある国がどれだけあるのかなという疑問はあるにせよ、仮にあった時に認めるかどうかということだと思います。

理想論として尊重したほうがいいというところも、もちろん理解できるところではございます。

一方、我々の中での懸念は、どちらかというと実務的な懸念のほうにございます。

今、我々が重要な生息地の対応をするに当たって、プロセス、実際に参照しているのは、このIUCNのリストに基づいて作られているIFCのハンドブックなどを参照して実際にその生物種の分析をして、その手法に倣いながら、threshold、分析の客観的な指標も含めて、それらの制度を参照させていただきながら、判断をしているという実態がございます。

ですので、実態としては、IUCNの制度をベースにできている体系の中で、ほかのドナーの事例を参考にさせていただきながら、実務的にできるだけ客観的な調査をできるように、コンサルタントの皆さんもやっていただいていると理解しております。

同等のアプローチであって、そことの整合性が現地国のアプローチというもの、アプローチというのは分類ですとか制度ということだと理解してるんですけれど、それがIUCNのリストに基づくIFCのハンドブック等の制度にうまくはまるものであれば、それを転用して、同じようなスキームで対応できるということになるのですが、それと全く遺伝子の違う制度ですとか、アプローチが入り込んでくると、なかなか取り扱いが難しいなというのが正直なところでございます。

なので、そこが例えば、本当に定性的な判断をすることを前提に、一般論としても調査するという範疇であれば、もしかしたら検討の余地があるのかもしれないのですが、それを何でもかんでも尊重するという話になってくると、なかなか現場のコンサルタントの皆さんには混乱が生じるかなと思っているところでございます。

ですので、FAQでこれを認めるということまで踏み込めるかというのは、なかなか慎重な判断が必要かなと考えております。

今回、貴重なご意見としてはいただいておりまして、国内のアプローチも考えるべきだということは、趣旨としてはよくわかりましたので、これも先送りに聞こえたら恐縮なんですが、宿題としていただくのであれば、例えば主要な提言等に入れさせていただいて、将来に向けての検討課題というところにさせていただければなというのが、とりあえずのリアクションでございます。

○源氏田委員　ありがとうございます。

鋤柄委員、どうでしょうか。コメントお願いします。

○鋤柄委員　鋤柄です。

事前の回答表でいただいた文面では、既にそれは入っているというお答えをいただいています。

要は、相手国の国内で保護種とされている、その種については、既に評価対象になっているということは、44番の回答でいただいてますので、これはそういうことと理解していました。

例えばIUCNのやり方ですと、相当なデータ量がある分類群について、評価対象として、CRですとか、ランクを決めていると思いますが、そこまでのデータがないけれども緊急に保護の対象だという種類、あるいはレッドリストのアプローチが確定していく前に、保護種として認定しているような場合、例えば、日本ですとニホンカモシカは特別天然記念物ですけれども、指定自体、1950年代なので、IUCNのレッドリストはない頃に指定されているわけです。

ですから、そういうようなものも参考として使うんであれば、FAQのほうでそういうものも参照するべきだというふうな書き方をされたほうがいいと思います。

主要な提言というよりは、むしろ運用指針ですか、こういうものも含まれますということを、明言されていただくほうが、誤解が少ないというふうに考えます。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

鎌田委員、もし何かコメントがあれば、大丈夫ですか。

○鎌田委員　源氏田先生、ありがとうございます。

FAQの表現自体はそのままでもいいのかなと思っています。この同等のアプローチ。

というのも、これを消してしまうと、国内で言われている絶滅危惧種って誰が言ってるかにも関わらず全部入ってくると、そこはちょっと整理がしきれないので。

ただ、わざわざこのFAQに注記を書くかどうかの判断は難しいと思うんですけど、同等のアプローチに注記をして、さっき鋤柄委員が言っていた例えば国の法律に基づいて指定されている希少種。日本の場合、国内希少種とか。そういうのを注記するかどうかはちょっと悩ましいなと思うんですけど、考え方としては、そういう国の中で重要とされている指定種を入れてほしいというのは、私も同じ意見です。

このFAQの本文自体はこれで良いのかなと思っています。

すいません。曖昧な答えで。以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

FAQの注記でなくても、鋤柄委員と、あと鎌田委員から、今コメントいただきましたけれども、例えば運用方針にこれを挙げるってことはできますか。

○西井　ありがとうございます。審査部、西井でございます。

今、鎌田委員に整理いただいたとおり、恐らくこの同等のアプローチとは何かという話なのだと思うのですけれど、鋤柄委員のご指摘いただいている内容、事例ですとか、鎌田委員のご懸念されている内容というのもよく理解できるのですが、同等のアプローチに、その事例が含まれるということを明確にしたいということだと理解しました。

なので、その事例というものがどういうものなのかというところを、何か言葉として表現する方法がありますでしょうか。

といいますのが、今、我々としては、その同等のアプローチの概念の中に含まれている事象なのかなというふうに判断していたところなのです。先ほど私が申し上げたのは、この同等のアプローチに入らない、先ほど鎌田委員がまさしくおっしゃったようにどこの誰が言ったかのわからないと

いった制度もいろいろと有象無象ありますので、そこまではちょっと判断できないという話をさせていただいたのですが、同等のアプローチの中でも、明確にすべき対象群がもし明確にできるんであれば、何か文言にしやすいなと思ったところでございます。
○源氏田副委員長　はい、いかがでしょうか。
　鋤柄委員、鎌田委員から何かコメントがあればお願いします。ほかの方からでも結構です、もちろん。
　鋤柄委員、お願いいたします。
○鋤柄委員　今、鎌田委員もおっしゃっておられましたけれども、相手国政府なりの法令等で指定された保護種という書き方でいかがでしょうか。鎌田委員のおっしゃっておられたような、勝手に言ってるというのは、IUCNのレッドリストも言いっぱなしと言えば言いっぱなしなんですけれども、そうではなくて、一定の科学的な根拠のない、あるいは任意の団体が言っている、そういうものを排除するという意味で、法令等で指定された保護対象種、そういう言い方にされれば、西井さんのおっしゃってる曖昧さと言いますか、何を参照すればいいのかという不明点はだいぶ解消すると思います。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　ここの文章、相手国の法令等で指定されている絶滅危惧種云々という形に変えるっていうのはどうですか。あり得ますか。
○西井　恐らくFAQの記載にある相手国国内の同等のアプローチでというところの表現の中に、多分今のものも含まれているのかなというふうに理解していたところではあるので、FAQそのものの文言までを修正する必要はないのかなというのが、今お話を聞いたところの感触ではあるのですけれど。
　その中に相手国政府が法令なりで指定されている保護種というものの考え方も含まれてますよねという確認をするという位置づけになりますでしょうか。
　繰り返しになって恐縮です。今、FAQに書いてある相手国国内の同等のアプローチで指定されているというところの中に、恐らく鋤柄委員ですとか、鎌田委員のほうでイメージされているものは、我々としては含まれているイメージでおりました。
　なので、FAQに書くというよりは、これを例えば運用方針で再確認として、今、鋤柄委員にご提示いただいた相手国の法令等で指定されている保護種というものは、このFAQで言うところの相手国国内の同等のアプローチで指定されているという言葉の中に含まれてますよと、いうことを、改めて確認するというような位置づけではいかがでしょうか。
○源氏田副委員長　鋤柄委員、お願いします。
○鋤柄委員　はい、そのイメージです。
　IUCNのレッドリストのアプローチはかなり厳密と言いますか、生息地がこの何年間で何分の1になった場合は、CRであるとかENであるというような相当基準が厳密なので、それと同等のアプローチと言われると、かなり限定的なものになってしまうという危惧があります。
　なので、今、課長おっしゃったような、これも含まれていますということが確認されれば、その国で指定している保護種にとっても、安心材料かなという感じがします。それでいいのではないかと

私は思います。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　では、今のところなんですけれども、これ、運用方針に書くことは可能ですか、先ほどの指摘を。
○西井　はい、今考えているのは運用方針に新しく1文ということになると思いますけれど、FAQで言うところの相手国国内の同等のアプローチで指定されている種というものの中に、相手国政府の法令等で指定されている保護種等は含まれるという今の趣旨を、ちょっと文言考えますが、入れるというようなイメージでございます。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　鋤柄委員、鎌田委員もこちらでよろしいでしょうか。
○鎌田委員　鎌田です。大丈夫です。
○鋤柄委員　鋤柄です。はい、それで結構です。
○源氏田副委員長　はい、わかりました。
　じゃあJICAの運用方針で、後でまた文言を追加していただければと思います。
　ではその次、このFAQについては大丈夫でしょうか。皆さん、NTは一応外すということで、論点Cのところで、NT種を外しても絶滅危惧種と同様に評価・保全措置の対象とするというのは入ってますので、問題はないかと思いますが、こちらでFAQ改訂することについてはよろしいでしょうか。
　コメントがあればお願いします。よろしいでしょうか。
　では、こちらはFAQを改訂するということで、同意されたという形にしたいと思います。
　その次、JICAの運用方針なんですけれども、まず最初に、保護区内の事業はあくまで例外措置であり、原則禁止の規定を堅持すべきことというのを入れたいという意見が結構あったのですが、こちらについては、JICAいかがでしょうか。
○西井　審査部の西井でございます。異論ございません。
　この方針自体、我々も決して変えるつもりがあるわけではございませんし、既に明確になっていることですので、改めて確認という意味で記載することに異論はございません。
○源氏田副委員長　ということなのですが、こちらについて皆様、ご意見があればお願いします。
　どなたか手を挙げている方はいらっしゃらないようですが、よろしいですか。
　では、この一番最初にJICAの運用方針、保護区事業原則禁止っていうのが、今入ってますけれども、これを入れていただいて。すみません、最初のポツにこれをしていただいて、その次の国内法令上なんとかっていうのは、次のチェックにしていただければと思います。ありがとうございます。これを入れるということで、ではお願いいたします。
　それから、その次が原嶋委員からご指摘いただいた、実施可能な代替案が存在しないことのこの表現ぶりなんですけれども、こちらについて、実施可能な代替案が存在しないことということと、あと、合理的な範疇で代替案が存在しない場合ということなんですけれども、この表現について、どう考えるかというところなんですが。
　JICAの側で何かお答えがあればお願いします。
○西井　はい、ありがとうございます。審査部の西井でございます。
　ここ一番難しいところだと思っておりまして、ぜひ皆様のアドバイスをいただきたいと思ってお

ります。概念整理のところです。
　原嶋委員からいただいているviableのイメージと、皆様の思っているイメージが整合しているかどうか、そのviableのイメージの明確化をしなくてはいけないのかなと認識しております。
　これ、合理的な範疇のところにも関わるところではございます。
　我々としては、実現可能な代替案が存在しないということは、結構バラエティーがある世界ですので、明確にだめなものから、ある意味ちょっと比較要因があるみたいな世界までのスペクトラムがある中で、判断しなきゃいけないというところでございます。
　合理的な範疇を明確化するというところは、結局案件によって、その状況に応じて判断せざるを得ないかなというふうに考えておりまして、そこを明確に統一的な基準を設けるというのが難しいという話は、冒頭、岩尾から申し上げたとおりでございます。
　なので、もしそのviableという言葉をもう少し明確に定義することができれば、それに応じて、合理的な範疇という言葉の代わりに、そのviableの定義に当てはまるかどうかということを判断するという表現にすることで、少しイメージが明確になるのかなと期待しているところでございます。
　その上で、viableの定義に関して、原嶋委員のご指摘は、ある意味business viabilityという概念に近いのかなと理解いたしました。経済性も含めて、案件として存続し得るのかという視点だと理解しております。
　もしここ、もう少し何か、こういう視点で判断し得るものであるというアドバイスがいただけると、イメージがクリアになってくるかと。すみません、我々の解像度が十分にない状況ですので、アドバイスいただければと思っているところです。
　脚注のその※の、経済性、採算性、事業効果のみを理由としてというところとの整合性も、我々の中で議論した時、少し気になったのですが、これは委員の皆さんが、お金だけで案を棄却されるのはだめだということをご指摘いただいて、それはそのとおりだと思うのですけれど、これは必ずしもその原嶋委員のおっしゃってるviabilityとは必ずしも相反する話ではないんだろうなと理解していますので、経済性だけで決めることはまずない。viabilityでさえ経済性だけで決めることはないと思いますので、そこら辺のviabilityを判断しつつ、その単一のお金だったり、採算性だけで決めるわけではないということは、両立し得るのかなというふうに理解しておりました。
　ここはぜひ皆様のアドバイスいただきたいなと思っているところでございます。ありがとうございます。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。ここの点について、ご意見あればお願いいたします。
　じゃあまず原嶋委員、お願いします。
○原嶋委員　原嶋です。よろしいですか。
○源氏田副委員長　はい、お願いします。
○原嶋委員　3つほどありまして、一つ目は具体的に表現をどうするかということについて、ここ、今画面出てますけども、1行目、2行目まではいいんですけども、3行目で、判断するのではなく、の後です。その後、経済性、事業効果、技術面、地形等を踏まえて、事業が存続あるいは持続し得る代替案が存在しない場合、っていうのが、一つの言葉としてはそういう提案ができます。
　で、ちょっとそれに関連して二つ確認なんですけど、一つは何人かの委員もおっしゃってましたけど、ここであえて環境社会影響を考慮するっていうことを強調されるのは、それを無視してるっ

ていう意味ではないんですけど、この実施可能性っていうのは、その環境社会影響っていうのはまた全体としては見ていて、その上で、経済性や採算性等を比較しているということなので、環境社会影響を考慮して実施可能な代替案っていうのはちょっとなじまないです。

ここにあえて環境社会影響に加えって書いてはいらっしゃるんですけど、それを無視してるっていう意味ではないですけど、ここの実施可能性を考える時には、viableって先ほどから出てますけど、環境社会影響は、その前提として考慮して、それとそのほかの条件をある種比較するっていうことなので、ここで環境社会影響を入れるということっていうのは、そんなにこだわる必要があるのかどうか若干疑問を持っているので、そういう意見の委員もいらっしゃるんで、もし受け止めがあれば、いただきたいという点が2点目です。

3点目は、実際の場面では、これは代替案の検討の時も出ましたが、相手方の意向で保護区の中を利用するっていうケースがしばしばあるんじゃないかと思うんです。で、相手方の意向というのは、こういう場合にどう考えるのかということは、ちょっと確認のために、考えておく必要があるということで、もしJICAの側でご意見があれば教えていただきたいということです。1点目が文案の提案、環境社会影響っていうのはあえてここでは入れる必要はないんじゃないかということが2点目。3点目はその相手方政府の意向っていうのがあった場合どう考えるのか。

その3点。コメントと質問なので、JICAの側、もし受け止めがあればお願いします。

○源氏田副委員長　まだあと東委員と石田委員も手を挙げていらっしゃるので、続けて東委員、お願いします。

○東（智）委員　東です。

今の原嶋先生のご指摘にも関連するところで、コメントさせていただきたいんですけれども、一番最初の発言の時に、私のコメントが※の経済性、採算性、事業効果等のみを理由として、というところで、この文でカバーされたのではないかと発言したんですけれども、これまでの議論をお伺いしていて、特に今の原嶋先生のご指摘を受けると、やはりここだけでは弱いのかなと思うところがあります。

今JICAの説明でも経済性、採算性、事業効果等のみですることはないということだったんですが、のみを理由として判断するものではないというところは、ちょっとうがった見方をすると、ここで技術面でもこちらのほうが効率的だというようなところで、運用されかねないということを考えると、提案としては、例えばここのところに、上のその環境社会配慮に加えというところは不要なんじゃないかというのがありましたが、もし例えばそこを削る場合には、コメントで出させていただいたように、その環境社会配慮ガイドラインの別紙1、2.対策の検討に定めるミティゲーション・ヒエラルキーの趣旨を損なうものではないみたいなところを、ここにダメ押しというか、注意書きを入れておいていただけると、あくまでもそのミティゲーション・ヒエラルキーというのが、きちんとあって、この判断だというところが、伝わりやすいかなと思いました。

私からの提案は以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

続いて石田委員、お願いします。

○石田委員　ありがとうございます。

私からは2点ありまして、まずviableっていうことの定義は、feasibleは実行できるかっていうこと

です。でもviableは、実行できて長期的に成立するかっていうような意味だったような気がします。

そうすると、この今出されてる文言が、なんか頭を2、3回ひねらないとわからない、とても難しくて、なんか読み間違いしそうなんで、できればそのviableということは、つまり代替案が実行できて、長期的に成立するって書いて、その後に括弧で、技術的に成立するとか、経済的に持続であるとか、社会的に受容されるとか、環境面でも問題がない、成立するとか、あとは長期的に機能し続けるがあって、持続性、括弧閉じる、みたいなことを書いておくほうが、なんか私みたいな人間にはよりわかりやすいような気がしました。

文面についてはもっと詳しい方おられるでしょうから、お任せしたいと思いますけども、そのviableの定義をきちんと書いて、括弧書きで中身を書くほうが私はわかりやすいというふうに個人的には思っています。

二つ目の問題なんですけども、ここことは直接関係ないと思いますけど、やっぱり第1回目か第2回目かでも出てきた問題がここで影を落とすと思うんです。スコーピング段階で、viableな判断に必要な情報は揃わないんじゃないんですか。現地調査もやらない場合が多いし。

そういう場合があるにも関わらず、割とある時点で、代替案が出揃うというような印象を与えるのは、ちょっと避けてほしいかなというふうには思っています。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。JICAの側で受け止めをお願いいたします。

○西井　ありがとうございます。大変難しいご質問というか、コメントいただきまして、ありがとうございます。

まず、原嶋委員のほうからいただいている点です。viableのご説明をありがとうございます。環境社会を入れるか、必要があるかどうかというところにこだわらなくてもいいんじゃないかというのもご指摘のとおりでして、我々が環境社会配慮に加えて、と記載しているのは、ご理解のとおり、環境社会というのが重要だということを、あえて表現したかったのですが、そもそも前提条件ではありますので、我々もそこにこだわってるわけではないということかと思います。

相手国政府の意向に関しては、1番目の代替案検討とはやはり区別して議論すべき話なのかなと思っておりまして、相手国政府の意向をこのviabilityの検討の中に含めることは、想定しておりませんので、相手国政府が保護区じゃなきゃ案件やらないという時で、我々がこの保護区の原則条件に当てはめることができないんだとすると、これもガイドラインに書かれているとおり、原則としてできないっていう話になってしまいますので、そもそも案件をやるかどうかという話を相手国政府とするという話になると思いますので、相手国政府が意向があるからviableじゃないという説明は、ここでは通用しないのかなというふうに理解しております。

また、その保護区云々の話とは関係なく、代替案検討の中では、相手国政府の意向を利用することはあり得るということは、第1回目の議論のとおりかと理解しております。

東（ひがし）委員からいただいた点、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方というのは、1案としてはあり得るかなという印象ではあります。

ここで、何を明確化したいかということ次第かなと思いますので、すみません、今のこの私どものふわふわした概念をなんとか言葉に落とし込みたいという中で、そこが明確化になるのであれば、それはあり得るかなと思っているのですが、実は石田委員からご提案いただいたように、viableを言

葉として使ってしまうというのが、もし可能であれば実は結構あり得るかなと思っておりまして、viable、私も先ほど理解したとおりですと、実行ができて、かつそれが長期的に成立し得るということだと理解しておりましたので、business viabilityとして、その案件がずっと将来的に存続し得るかっていうことだと思いますんで、それを書いて、それを言葉としてviabilityを確認するという表現にしてしまえるんであれば、わかりやすいかなと思っています。そこで誤解が生じないかどうかというのは、皆様のご意見を伺ってみたいところでございます。

あと、スコーピングの段階での情報の過不足に関しましては、第1回目の時にも議論をさせていただいて、確かにご指摘のとおり、どこまでの情報が揃うかというところは、懸念事項としてはあります。

なので、そこは万が一、不足情報がありましたら、継続的に検討、調査をしていって、その前提条件が崩れる場合は、またこれも代替案の前段の、そもそも保護区でやるかやらないかの、その代替案に行く前の段階のプロセスですので、そこまで立ち返らなきゃいけないということを、調査の途中で立ち止まってやらなきゃいけないっていうことだと理解しております。

従いまして、そもそも保護区としての原則条件の当てはまりを、スコーピングの段階で判断する段階で、本当にやっぱりこれだけで判断できないということであれば、そこの注釈が残ったまま調査を進めるということになってしまうのかなという理解でおりますが、もし同席の皆さんから補足、修正がありましたらお願いします。大丈夫ですか。

とりあえず、以上になります。

○源氏田副委員長　わかりました。

では石田委員、お願いいたします。

○石田委員　私は今おっしゃっていただいた件とは違う箇所、もう1個言い忘れたので、後で結構です。

○源氏田副委員長　わかりました。それじゃ東委員、先にお願いします。

○東（智）委員　先ほど、そのミティゲーション・ヒエラルキーのところを追加してはどうかというところの意図について、ご質問があったと思いますので、そこについてですが、私がその質問の35のところで書かせていただいたように、今のviableの話とも重なってくると思いますが、経済性や事業効果を判断の要素とする時に、どの程度のコスト増とか事業効果の低下をもって、実施可能ではないと判断するのかというのが、場合によっては恣意的に判断されかねないという懸念があるというところです。

なので、そこでこのミティゲーション・ヒエラルキーの影響の回避よりも、その経済性とか事業効果というのが、実質的に優先される運用にならないということを、確認する文言が入っていると、この運用方針の意図が明確になるかと思って提案させていただいたというところです。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

もうお一方、重田委員から手が挙がってますので、重田委員、お願いします。

○重田委員　最初のJICAの運用方針に戻っていただいて、今いくつか意見出していただいて、東委員のミティゲーション・ヒエラルキーの趣旨とか、viableのことを入れるとか。この調査の段階で、事前調査、どこまでそれを入れられるかっていうのは難しく、ここの表現はシンプルでいいのでは

ないでしょうか。
　例えば環境社会配慮影響に加えって書いてありますけど、環境社会配慮影響を前提にとか、そういう言葉を入れて、私はここの言葉を残したほうがいいんじゃないかと思いました。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　ということなんですが、ちょっとすみません、主査が意見を言ってしまっていいのかわからないんですけれども、確かに事業実施の継続可能性、それが大事だというのはわかるんですけれども、それが環境社会影響より優先してしまうと困るという意見が多かったのも事実ですので、この環境社会影響を前提にとか、この表現はやっぱり入れたほうがいいかなという気がしています。
　かつ、その事業がfeasibleではなくてviableであるということがわかるようにするために、ちょっと一工夫がいるかなという気がしますけれども、ここら辺について、JICAのお考えをお願いします。
○西井　皆様、真剣に考えていただき、本当にありがたいと思ってます。ご助言いただきましてありがとうございます。
　どのように書いたら、わかりやすくなるかということを考えておりまして、まず環境社会影響を前提にというところ、原嶋委員からもご指摘いただいた点に関しましては、重田委員とか、ほかの方もその安全材料として、前提ではあるということは、書いて明記しておいたほうが、皆さんにとって安心材料になる、かつわかりやすいということであれば、我々としては環境影響を先ほどご提案いただいた、前提に、などの表現で、残させていただくのがいいかなと考えております。
　表現に関しましては、viableであるということを確認するという文言に修正するとして、そのviableとは何ですかというのを下に注釈に入れさせていただくことを考えられればなと思っています。
　恐らく先ほど石田委員からも、あるいは原嶋先生からもいただいてたような定義なのかなと思うのですが、実行ができて、かつ長期的に成立し得るというような表現、もうちょっと調べてみますけれど、表現になるのかなと考えていますので、それを注釈に入れて、事業がviableであることを確認して、合理的な範囲で代替案が存在しないということを、合理的な範囲という表現をやめるということで、それを確認するという文章にするということを検討できればと思っております。
　1点、東（ひがし）委員にいただいたミティゲーション・ヒエラルキーの件、これは概念として、我々ももちろん反するものではないですし、それで明確になりそうだなという気はするんですけれど、そのミティゲーション・ヒエラルキーの回避というものをきちんと尊重してやったということを前提にするということだと思うのですが、これがこの判断基準の文章にどう入ってくるのかなというところが若干我々イメージがついてなくて。
　ミティゲーション・ヒエラルキーの担保を原則としてとか、ミティゲーション・ヒエラルキーの原則を外れない範囲でとか、ということなのか、ミティゲーション・ヒエラルキーをやったうえでこの判断をするということなのか。
　もし何か具体的な文章のアドバイスをいただけると、大変ありがたいなと思っているところでございます。ちょっとそこのはまり具合が若干イメージできてないところがございます。
　とりあえず、以上になります。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　東委員、お願いします。

〇東（智）委員　今のミティゲーション・ヒエラルキーのところで、先ほど重田委員のほうから、シンプルな文章がいいんじゃないかというご発言いただいて、確かにこの運用方針だけを見た時に、今、修正いただいたように、環境社会影響を前提に、に変わったところで、その背後にあるミティゲーション・ヒエラルキーの考え方は含まれると、考えられるかとは思いました。

なので、もし、ここにそのミティゲーション・ヒエラルキー云々っていうのを書くと、逆にわかりにくくなるということであれば、今この環境社会配慮を前提にという文言にとどめておいて、可能であれば、そのワーキングの提言のところの論点のところに、ミティゲーション・ヒエラルキーの方法重視というところを、あくまでもその環境影響の回避が優先なんだというところを加えておくほうがわかりやすいのかと、JICAのご説明を伺っていて思ったところです。

以上です。

〇源氏田副委員長　ありがとうございます。

今のご指摘、ミティゲーション・ヒエラルキーについては、主要な提言のほうにということでいかがでしょうか。

〇西井　はい、JICA審査部の西井でございます。ありがとうございます。

ミティゲーション・ヒエラルキーの重要性を、もちろん前提としてということだと理解しましたので、ご理解のとおり、主要な提言の中で明記させていただければと思いますし、少なくとも我々の考え方としても、別にそこを軽視するつもりは毛頭ございませんということは申し上げておきます。

ありがとうございます。

〇源氏田副委員長　石田委員、お願いします。

〇石田委員　かなり細かいことなんですが、今議論されている文章の冒頭の環境社会影響って書いてあるのは、環境社会配慮のほうがいいんじゃないかなと思ったものですから、それだけです。

以上です。

〇源氏田副委員長　ありがとうございます。

私もそう思いました。いかがでしょうか。環境社会配慮でお願いします。影響を消してください。

ここについて、いかがでしょうか。この文案で、もしも何かコメントがあればお願いします。

二宮委員、お願いします。

〇二宮副委員長　ご議論ありがとうございます。私も基本的には今の案でいいと思います。

特にviableのことですけれども、これについては、今、画面に出していただいているviableなという、確かにこうすれば一番この言葉の意味をそれぞれが理解すればいいので、ということなんですけど、やっぱり基本的には、海外の方も使われると思いますが、これやっぱり日本語で議論していて、日本語を母語とする人たちが使うということを前提のルールだと思いますので、実施可能であるとか、あるいは持続的であるというような意味が含まれるので、であれば、なるべく複雑にしないように、この上ポツのところに、鍵括弧の中に実施可能な代替案が存在しないことってありますけど、例えばその実施可能なという、後ろに括弧付きでviableと入れるとか、あるいはここの言葉を実施可能で、かつ、継続的なというような言葉にして、後ろにviableと入れるとか、つまりviableという言葉、こういうふうに私たちは理解して使っているんですよということがわかればいいのかなと思ったので、あんまり複雑にならないほうがいいかなと。

で、その言葉を日本語として、例えば実施可能なのか、実現可能なのか、継続的なのか、持続的なのか、その辺は多分日本語の解釈の範囲内でそんなにそこが混乱の対象になったりはしないと思いますので、何らかの括弧付き表現みたいな範囲にとどめて、あんまりviableという言葉が、急に英語で出てきて、何だ何だとなって、注のところにいろんな説明が書いてあって、さらに何だ何だというような話になるよりは、整理的かなというふうに感じました。

以上です。

○源氏田副委員長　今、JICAのほうで修文をいただいている感じなんですけれども、JICAのほうからご説明ちょっとお願いします。

○西井　はい、審査部、西井でございます。二宮委員、ご指摘ありがとうございます。

確かに日本人ですし、見るのもみんな日本人ですので、カタカナ用語を使って意味がわからないというのは避けたいなと思うところですので、今までの議論を踏まえますと、恐らく実施可能かつ持続的なということなんだろうと、私は理解しました。

なので、下のほうの2ポツ目のところで、実施可能かつ継続的な(viable)な代替案が存在しないという記載ぶりですか。その上で、意味するところを、下の※でさらに補足をさせていただく。実質同じような注釈になってしまうかもしれませんけれど。

これは、でも、もともとのFAQで書いてあるのが、実施可能な代替案が存在しないこと、なので、元のFAQと同じことになっちゃうんですか、日本語として。実施可能なという言葉を、だからほかの言葉で言い換えたほうがいいかもしれない。実現可能かつ持続性のある、ですか。

一人で逡巡してしまって申しわけないですが、FAQの言葉をより明確にしたいと思って、ここを作っているものですから、そこに一歩踏み込んだ説明っていうか、理解度が得られるようにしたいなと思った次第ですが、実現可能かつ持続性のある代替案が存在しない場合にはということで、それはだから、単純に理論値だけじゃないですよということが含意されているということで修文させていただければと思います。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。JICAのほうで修文していただいたこの案について、コメントがあればお願いします。

○石田委員　石田ですけど、よろしいですか。

○源氏田副委員長　お願いします。

○石田委員　現在のFAQよりもよりわかりやすくなって、その定義が明確になったようだと私は感じています。そしてやっぱり冒頭で環境社会配慮を前提にっていうところが、非常にきちんと効いているっていう点が、評価されるんじゃないんでしょうか。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。ほかにご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。JICAの側もこちらで問題ないですか。

○西井　はい、JICAのほうも大丈夫です。ありがとうございます。

○源氏田副委員長　それではここ、一番難しかったところかと思いますけれども、この案で、まとめたいと思います。ありがとうございます。

続いて、主要な提言のほうで、文言の調整をしていきたいと思いますけれども、まず論点Aのとこ

ろです。
　まず1ポツ目ですけれども、保護区内の各ゾーンについてっていうところに、確か林委員長から、この各ゾーンって、もうちょっと具体的に書いたほうがいいんではないかというご指摘があったんですけれども、例えばその各ゾーンの後に括弧して、コアゾーンとか、あるいはバッファーゾーン等とか入れるとか、こんな感じでしょうか。
　林委員長、いかがでしょうか。
○林委員長　林です。
　ここで議論しているのは、コアゾーンは含んでないんですよね、きっと。
　問題としているのは、なんか表現的に少し保護区内と言いつつ、グレーなゾーンになっているところが問題になっているという理解をしているので、ここでは保護区内の話を最初にして、二つ目が保護区外の話をしていて、最初の保護区の中は基本やらないっていう前提なんだけど、マルチプルゾーンとかバッファーゾーンとかで何かやりたいという話がいろいろあるので、その時にはやっぱりちょっと判断注意しましょうっていう文脈と思っているので、ただ、ちょっと気になるのは、バッファーゾーン、マルチプルユースゾーンという言葉で全部が統一されているわけじゃないので、その辺の書きぶりはどうするのかなっていう気は、共通的な言葉ではないのかなっていうのは、ちょっと気にはなってるんですけども、一応以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　すいません、コアゾーンはなしです。バッファーゾーン、マルチプルユースゾーン等が入ってますので、これに類似のものは入るという、そんな理解かなと思うんですが、よろしいでしょうか。
　JICAの側はこれで問題ないですか。
○西井　はい、審査部の西井でございます。
　ご理解のとおりでして、各国、各制度によっていろいろな呼び方がありますので、一概には言えないかなと思いますが、だいたいこれでイメージをつかんでいただけるんではないかなと考えております。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　林委員長、これでよろしいでしょうか。
○林委員長　要はコアゾーンではないっていうことが、コアゾーンは基本的にあれなので、ということが明確になって、ゾーン、そこはちゃんと取り扱いたいけど、やりたいケースはやっぱり5条件含めて考えましょうみたいな、そういう文脈で読めればいいかなとは思いますけど。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　この1ポツ目、ほかにご意見ある方いらっしゃいますか、全体を見て。よろしいでしょうか。ではここはこちらでお願いをしたいと思います。
　その次、3ポツ目については、法令に基づき認定されたOECMの部分です。これを削除したということで、OECMだけです。OECMについてという形でやるということでよろしいかと思います。ここにご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。
　その次です。論点Bの保護区での事業実施要件の運用というところですけれども、1ポツ目、こちらについてご意見ある方いらっしゃいますか。保護区内の事業はあくまで例外措置であり、原則禁

止の規定を堅持すべきっていう。これは上のほうに移していただいて。
〇西井　審査部、西井でございます。上に移すのだとすると、ここの主要な提言のところは、逆に削らせていただく可能性があります。重複になりますので。
〇源氏田副委員長　はい、こちらは上に移していただいて、運用方針のほうです。
　保護区内の事業はあくまで例外であり、原則禁止の規制を堅持すべきこと、これをJICAの運用方針の一番上に、そこに入れていただければと思います。すべきで終わりですか。それで堅持する。この表現でご意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。
　このポイントは一番力を入れて、皆さんコメントされてた部分だと思います。これはしっかり守っていただくということでお願いしたいと思います。
　その後、論点Bのところですけれども、この文を削除していただいて。こちらについてはよろしいでしょうか。ご意見あればお願いいたします。大丈夫でしょうか。
　そしてその次の二つ目のチェックなんですけれども、オフセットについて、JICAの方針・見解と事例を確認するということなんですが、これは何かもうちょっと具体的に書くことはあるのでしょうか、というのをJICAに伺いたいと思います。
〇池上　審査部事務局の池上です。
　オフセットのところ､具体的に24番と､あとネットゲインについて50番で質問いただいています。これについての我々の考えをここでご説明させていただければと思います。
　まず24番のご質問で、鈴木和信委員から、オフセットについて、そろそろ事例もたまっているだろうからという大前提があったうえでの方針とか検討とかが進んでいるんじゃないかというご質問だったと思います。こちらのほう、実際のところ、鈴木和信委員に挙げていただいたバヌアツの案件以降、この助言委員会の場でも、オフセットについて議論したことがそれほどないと思います。実際JICAとして積極的にオフセットを推進しているというような状況ではないというのが、まず実態としてございます。
　これは考え方として、鈴木和信委員の24番の質問に対する回答のところでもご説明しておりますけれども、現実問題としてオフセット、サンゴの移植であっても、森林を伐採する代償としての植林であっても、実際にその成果が出るまでに相当長期的な時間がかかります。
　それを日本側が成果がでるまでモニタリングできるかどうかというと、難易度が高い。そして実施機関もそれを適切に成果が出るまでモニタリングすることはなかなか難しいのではないか、という議論が2022年のガイドライン改正の時にありました。この考え方、今でも堅持しておりまして、安易にオフセットに進むのではなく、我々としてはオフセットはミティゲーション・ヒエラルキーの最後の手段との位置づけを重要視しています。
　この原則に基づいてこれを運営していますので、オフセットの事例が特に増加しているというわけでもなく、また、その細かい運用について新しくルールを定めているという状況でもないというのが実態でございます。
　あと、もう1点、追加になってしまいますけれども、まずオフセットについて、割とグリーンウォッシュに使われているのではないかという疑念を世界的に持たれやすい傾向もあります。JICA事業でそのようなことはありませんがその観点も含めて、慎重な対応が必要と認識しているという状況でございます。

ですので、2022年ガイドラインの検討の際に、この24番の回答で示している以上の議論を今までしてきておらず、また、考え方としては、我々としては重要視しているのはこの考え方のままです。特段新しく何かオフセットについてこういう方針を新しく作りました、ですとか、こういう考え方ですと示せるのは特になく、今まで既に2022年のガイドラインの時に意見として示しているかなと思っております。特にここで新しくこの方針にしましたと言うべき点はないのかなというのは基本的な考えでございます。

あともう1点、ネットゲインについて、これは先ほど、冒頭、石田委員からのコメントで、こういう事例を非常に評価していただいたところですけどもなかなかネットゲインを全ての案件で目指しているという状況でもございませんし、基本的にはここを目指すべきという方向に新しい大きな舵を切っているという状況でもございません。ネットゲインは理想とは考えますが、環境社会配慮ガイドラインの運用において、ここをゴールにすべきといったとこまでは、我々としては今の時点では考えておらず、これをFAQで一般化、明確化するべきというような段階にまだ至っていないかなと考えております。

ちょっと長くなりましたけど、以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

今のJICAからのご説明について、何かございましたらお願いいたします。

○石田委員　石田ですけど、よろしいですか。

おっしゃること、本当そのとおりだと思います。今の段階で、日本がネットゲインまで目指しているわけではないっていうのは、現状をよく把握されている組織側のご意見だということで、本当にそのとおりだと思います。

ただ、ちょっと文章が下手だったかもしれませんが、言いたかったことは、ESS6の中でせっかくネットゲインとかノーネットロスの違いもきちんと書かれていて、アカバーアンマン海水淡水化送水事業のBiodiversity Action Planということで、非常に綺麗な事例が出てるんで、もったいないなと思ったんです。

だからそれをやりなさい、ゴールでありますよっていうふうに書く必要は、私もないと思います。ただ、最終的に今の状況としては、世界的にここを目指してますという事例として置くというのはどうかなという意見でした。でもご判断はもちろんお任せします。

私からはそんな感じです。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。ほかに意見がある方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、この文章については、こちらのままで一応残しておくということで、これは提言があったという形にさせていただければと思います。

東委員、お願いします。

○東（智）委員　こちらは皆様のご意見をお伺いしたいんですけれども、先ほどのミティゲーション・ヒエラルキーのところを提言のほうに入れていただけないかというコメントについて、ご判断いただければと思うんですが、今、チャットのほうに、例えば文言として入れるなら、これではどうかという提案を送らせていただきましたので、一読いただいて、皆様の、入れる必要がある、ないのご判断いただけると、ありがたいです。よろしくお願いいたします。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。今、JICAのほうで打ち込んでいただいたものなんですけれども、ミティゲーション・ヒエラルキーです。

回避を優先的に検討する原則と、整合的に運用されるよう留意すべき、というので入れていただいたところなんですが、こちらほかにご意見がある方がいればお願いします。

JICAの側はいかがでしょうか。

○西井　ありがとうございます。JICA審査部、西井でございます。

JICAとしては異論がないという結論でございまして、ミティゲーション・ヒエラルキーの回避を優先という原則に基づいて検討するのは、大原則ということはご理解のとおりだと思いますので、こちらとしては異論はないところです。

ガイドラインの別紙1から引用するか、ミティゲーション・ヒエラルキー自体は結構前段から、1.4とか基本的な方針とかからもう既に記載がありますので、引用元はもうちょっと冒頭のものを拾ってもいいかなとは思っておりますが、記載自体はありかなというふうに考えております。

○源氏田副委員長　ガイドラインを見ると、1.4の環境社会配慮の基本方針の中の重要事項の3っていうのはミティゲーション・ヒエラルキーになってますので、こちらを引用されたほうがいいかもしれないです。

こちらを引用することについて、東委員、問題はないでしょうか。

○東（智）委員　はい、私の不勉強で、こちらを引用することで、もちろん異論はございません。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

では、この環境社会配慮ガイドラインの1.4、環境社会配慮の基本方針、重要事項3というところ、こちらでいいかと思います。

JICAの側はこれで大丈夫ですか。

○西井　はい、JICA審査部です。問題ございません。ありがとうございます。

○源氏田副委員長　はい、ではこちら1文追加をしたいと思います。これについて何かコメントある方がいればお願いします。

では、問題ないようですので、こちらで確定をさせていただきたいと思います。

その次、論点Cのところです。重要な生息地の解釈と判断基準ということなんですけれども、こちら、NT種を検討対象から外すのではなくて、注意を払う仕組みをFAQで明確化するっていうことで、これ確か石田委員からコメントでFAQで書いたほうが良いというふうに言われたと思うんですけれども、こちらのほう、JICAの側はいかがでしょうか。

○西井　JICA審査部、西井でございます。

NT種の対応に関しましては、もうご説明させていただいているところで、決着しているかと思いますので、恐らくFAQに入れるかどうかというところだと思います。

内容自体に異論があるわけではないのですが、FAQにどこまで書くかという、それだけの相談でございまして、確かに、今FAQの中で書いてあった言葉がなくなるので、不安だというご指摘はごもっともかなと思いますが、NT種自体の取り扱いが今までと変わるわけではないですし、今のFAQの中の対応の中に、いずれにせよ、NT種はNT種として、その重要な生息地の定義から外れても対応しないわけではないというのは回答のとおりでございますので、このNT種の取り扱いを取り立てて書き出すと、ほかにもいろんな項目が出てきかねないなというところがあって、じゃあOECMは入

れるかとか、どこまで明示していくかなというところが悩ましいなと思ってます。
　ということで、今回は運用見直しの中で、FAQの改訂として明示的にNT種を削除しましたので、今回、運用見直しの経緯として、そういう変更があったことを受けて、改めてNT種の取り扱いに関して確認をしたという趣旨で、運用方針の中に改めてそのNT種の場合の取り扱いを書かせていただくということで、FAQの中で情報が錯そうするわけではないですけど、いろいろと膨れ上がっていくよりは、そっちのほうが整理としては綺麗かなというふうに思っているところでございます。長々と失礼しました。
○源氏田副委員長　石田委員、いかがでしょうか。
○石田委員　はい、FAQに書けばどうでしょうかと私回答表のねらいで書いてますけども、先ほど来からお伺いしていると、あまり詰め込むといろんなレベルのものが混じってしまうっていうのは、その懸念は本当にごもっともだと思いますので、運用方針の中に入れていただけるんであれば、それは非常にわかりやすくていいんじゃないかなというふうに思います。
　やっぱり懸念は、NT種から外したから、じゃあもうNT種は調べなくていいんだなというふうに思われてしまうと、そこはちょっとまずいかなと思ってるもんですから。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　そうであれば、今、コメントいただきましたように、前のほうの運用方針のほうに上げていただくということで、この論点Cの重要な生息地の解釈と判断基準のところ、これをまるっと運用方針に。
　生態系機能等踏まえて地域固有の重要種も、対象とする。これを主要な提言から、運用方針のほうに上げていただきましたが、このような形でよろしいでしょうか。ご意見あればお願いします。
　JICAの側、いかがでしょうか。
　林委員長、お願いします。
○林委員長　すいません、林です。
　別にたいしたことじゃないんですけど、今、ちょうど私の42のコメントのところに映ってたんですけど、回答のNT種について、FAQで規定する重要な生息地、または重要な森林の判断基準1って書いてあって、今の見直しの提案だと判断基準1しか書いてないので、この前の部分、FAQで規定するなんちゃらなんちゃらからは除外するものですがっていうふうにちょっと書かないと、何の判断基準かっていうのが多分後で見て忘れちゃうのかなとは思ったので、入れたらどうでしょうかということです。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
○西井　JICA審査部の西井でございます。
　ここの記載ぶりなのですが、ちょっと今、内部で相談していて、私どもの想定している対応内容が、今の質問42の回答に記載させていただいた内容なんです。
　なので、もしその内容でよろしければ、こちらの文章を使わせていただくと、我々にとっては誤解がないなと思っているのですけれど。その石田委員の提言に対しての回答として、運用方針に入れる文章なんですけれど。
　石田委員のご提言はご提言として残してもいいのですが、我々が想定している対応としては、具

体的には明確にはここに書いてある回答ですので、こちらのほうが我々の意思は明確に書かせていただいてるなと思って、こちらを運用方針にさせていただけないかなと思っている次第です。
○源氏田副委員長　石田委員、いかがでしょうか。
　この今、42番の回答、こちらを運用方針にしたいということなんですが。
○石田委員　ありがとうございます。
　2から5全部満たさなきゃいけないっていうわけじゃなくて、例えば、2番だけでもいいっていう理解であってるんでしょうか。
○西井　石田委員、ありがとうございます。その理解でございます。
○石田委員　2から5全部、4つ満たさなきゃいけないんじゃなくて、そのうちどれか一つでもOKであると。はい、わかりました。異存ありません。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　それでは、こちらをまるっとコピーして貼っていただくと。語尾は適宜「である」調に後で直していただくとして。このNT種の扱い、こちらについてコメントあればお願いします。よろしいでしょうか。
　では、これはこちらの案文で運用方針のほうに上げていただくということでお願いいたします。
　そして論点Cです。その後の国内・地域版のレッドリストも、重要な生息地の判断材料として積極的に活用すべしということで、これはこのままでよろしいでしょうか。何か追加があればお願いします。大丈夫でしょうか。
　ではこちら、このままで確定とさせていただきたいと思います。
　ということで、ざっと整理をしてきましたが、もう1回全体を見たほうがいいですか。
　じゃあ最初から確認をしたいと思います。まず最初、FAQの改訂からですけれども、NT種を削除するということで、ただし、運用方針のほうに追記をしていただいたところ、ちょっと映していただけますでしょうか。
　相手国の同等のアプローチで指定されている種について、相手国政府の法令等で指定されている保護種が含まれる、というのを入れていただきました。
　これで問題はないでしょうか。よろしいでしょうか。
　石田委員、お願いします。
○石田委員　今ご説明いただいたところとは違うんですが、私今日の会議の一番最初に委員が順番に疑問だとかコメントを述べた時に、OECMについてお話ししたところ、OECMはJICAの運用方針のほうに入れて説明するというようなご説明を受けたような記憶をしてるんですが、私の聞き間違いかもしれないんで、そこちょっと確認していただけるとありがたいです。
○源氏田副委員長　すみません、失礼しました。OECM、石田委員の62番の回答ですか。
○石田委員　62番です。
○源氏田副委員長　62番、この質問の中で、FAQにおいてOECMは重要な生息地とみなすべきですかというFAQを入れていただいたんですけれども、これについて、FAQに載せるかどうか、ちょっとJICAのほうでお返事をお願いします。
○石田委員　石田ですけども、先ほどはFAQに載せるっていうことは、非常に際限がなくなるので、難しいということであって、ですので、JICAの運用方針に入れることでいかがでしょうかというと

ころまで話が来ていたような気がするんです。
　ひょっとしたら私が聞き間違えたかもしれないので、その点をちょっと確認させていただければ、特にこだわってるわけじゃないんですけども、OECM増えるでしょうから、運用方針に入れられるということであれば、その形でお願いしたいという感じです。
○源氏田副委員長　はい、わかりました。
　OECM、FAQと申し上げましたけれども、運用方針のほうに入れられるかということで、いかがでしょうか。
○西井　審査部の西井でございます。
　OECMの話に関しましては、確か冒頭のほうで池上からも、少し回答させていただいたとおり、我々も存在を認識していて、その重要性は理解しているところです。
　FAQに入れるのは石田委員ご理解のとおりですので、方針にするか、主要な提言にするかというところなのですが、方針として、今書ける方針がまだないというのが、実直なところでございまして、検討していかなければいけないということだと理解しています。
　なので、今、主要な提言としていただいているOECMについて、その扱いは検討すべきというご指摘をいただいているというところで、我々としては、これをもって、ある意味、ご提言をいただいているという状況だという整理にさせていただければと考えておりました。
○源氏田副委員長　はい、ということで、主要な提言のほうに入っているんですけれども、石田委員、いかがでしょうか。
○石田委員　ちょっと確認だけさせてください。
　主要な提言にはもうこのままであって、運用方針については、今少しおっしゃっていただいたOECMの扱いについて確認していく必要があるっていう文言を載せる方針であるということなんでしょうか。
　そこをちょっと教えてください。私は特にこだわりはありません。
○西井　結論から言うと、提言としてのみ記載させていただくということを想定しておりました。
○石田委員　わかりました。
○源氏田副委員長　よろしいでしょうか。ちゃんと主要な提言には入っているということで。
○石田委員　私としては理解しました。ありがとうございます。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　それでは、まず、NT種のところです。この相手国の同等のアプローチということと、あともう一つ、NT種については、FAQからは外れるけれども、その下の場合には、重要な生息地に該当するというようなことで、この注意書きを残しておくという形にさせていただきたいと思います。
　こちらで皆様のご意見はないでしょうか。大丈夫でしょうか。
　では、FAQとそれに関連する運用方針については、これでお願いしたいと思います。
　その次、JICAの運用方針ですけれども、まず一つ目に保護区内の事業はあくまで例外措置であり、原則禁止の規定を堅持するというのが新しく入ってます。
　で、それからその次のポツは変わっていないということです。
　それで3つ目のポツは、実施可能な代替案が存在しないことについて説明を加えています。ここが一番議論があったところですけれども、こちらで大丈夫でしょうか。もしコメントある方がいれば

お願いします。
　原嶋委員、お願いします。
○原嶋委員　原嶋です。文章は、それで了解しました。
　問題はそれをいかに証明するかっていうことなので、5つ条件ありますけども、この1番目の条件だけは存在しないことの証明なので、いわゆる悪魔の証明みたいになりますので、今後その実施可能な代替案がないということをどう明らかにするかということについては、またいろいろご検討いただきたいと思いますので、コメントとして残します。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　二宮委員、お願いします。
○二宮副委員長　ありがとうございます。
　私、ちょっと気になっちゃっているので、一応発言だけさせて、もし不要であれば、それで結構なんですが、言葉のことなんですけど、この2ポツ目のところで、先ほどviableの議論をして、修正をしていただきましたが、この3行目の環境社会配慮を前提に、経済性、事業効果、技術面、地形条件等を踏まえて、というところの言葉なんです。
　この下の※のところに経済性、採算性、事業効果等のみを理由として実施可能な代替案が存在しないと判断するのではないということで、つまりここの議論は、環境社会面の配慮をしましょう、そのために、保護区内以外ではできないということを確認しましょうということなんですけど、そのできないということの、今まさに原嶋先生のご提言にも含まれていると思いますが、そのできないことの理由のメインなものは、多分、今までの経験からも、経済的にはそうしなければ物凄く膨らんじゃうとか、で、もちろん事業効果は確保できるんだけど、でもそれの対価として、これだけのコストを払って、何としてでもこの保護区を避けるということにこだわり抜くことで、逆に実現性がむしろ問われることになるんじゃないかというような、そういうような対立軸になっていくと思うので、その経済性、事業効果、それから技術面、地形条件っていうことと、あとその下に※で付いてるところは、結局同じことを言っていると思いますので、何が言いたいかというと、言葉をばらつかせないで揃えたほうがすっきりしないかというふうに感じました。
　この場合、その経済性、事業効果、技術面はいいんですけど、地形条件っていうのは、結局、地形条件は、地形が非常に厳しいところでやると、当然事業性という点、経済性という点で、非常に実現性が弱いので、厳しくなるのでっていうようなことなので、ここに入ってくる言葉の種類かなと思いますし、あるいは技術的に非常にこの地形をなんとしても克服しようとすると、非常にコストが大きいのでというようなことがあるので、この地形条件という言葉が少しこの並びの中では、多少レイヤーが違うかなという感じがしますし、これを外しても経済性とか、技術面みたいなところの中に入ってくるのかなという感じがしましたので、この地形条件を外してはどうかということと、それから、その下の※のところも合わせて、経済性、事業効果、技術面という、ここに統一してはどうか。すなわち、ここでいう採算性を恐らく経済性と同義と考えていいかなと、いうような気がしました。
　そうすると、この3つの言葉で網羅的に整理ができないかと、ここは言葉の並び、あるいはばらけが気になるかどうかということだけの話かもしれませんけども、この点、もしよければ検討してい

ただきたいと思います。よろしくお願いします。
○源氏田副委員長　原嶋委員、お願いします。
○原嶋委員　ちょっと私も誤解してました。※の文章っていうのは、これは私の理解ではメモか何かだと思っていたんですけど、これはこのままの文章として残すのものとして、考えてらっしゃるのかどうか、確認のために教えてください。
　私がちょっとメモとして何か書かれたのかなという気もしてたので、簡単に言うと必要ないんじゃないかという気もしてます。
　以上です。
○源氏田副委員長　JICAの側、お願いします。
○西井　二宮委員、原嶋委員、ありがとうございました。
　まず※に関しましては残す予定でございました。なので、ここは文章の一部として残せればと思っておりましたので、その内容も含めて、今もし可能であれば議論させていただけるとありがたいと思っております。
　この※が生まれた背景は、皆様のコメントをいただいた時に、一番皆様がご懸念されていたのが、単純にお金が10倍かかるからだめだっていう議論です、平たく言うと。それは避けたいというご意思が多かったので、経済性、事業効果単体で、お金が高いからやらないっていうのは現実的じゃないということを表現したかったということでございます。
　そういう意味では、この※はどちらかというと、その項目一つのみをもって、理由にはならないよねということをあえて表現したということでございます。上のこういう全体条件を踏まえて検討することの一部には含まれてはいる作業ではあるのですけれど、そこの特にお金のところに関しての皆さんの懸念を、明確化したつもりでございました。
　ただ、ちょっと逆にわかりにくくなっているところはあるかとは思います。かつ、そういう意味では、技術面は、場合によっては、本当に技術的に実現不可能であれば、それ単体で棄却する案になりうる可能性は残るかなと思うのです。なので、下の※に技術面っていう言葉を入れるのが本当に妥当かというのは、ちょっと疑問が残る状況でございます。
　もし皆様のご理解の中で、その経済性、事業効果、技術面等を踏まえて、viableな判断をするということをもって、例えばお金が10倍だからだめというような議論はないよねという話が、心配がないということであれば、この※は切ってしまうほうがスッキリするなとは思っているところでございます。
○源氏田副委員長　JICAの側からご説明いただいたところですけれども、この経済性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではないというのは、確か皆様の懸念が高かったので、入っているというふうに私は理解してるんですけれども。だからこの※はあったほうが安全弁としては意味があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
　確か東委員がこの※があることで、安心したというようなコメントを最初にお話いただいたかと思うんですが。
　東委員、お願いします。
○東（智）委員　コメントをさせていただいたところなんですけれども、やはり、先ほどのミティゲーション・ヒエラルキーの話と重なりますが、やっぱりその経済性とか、その事業効果とかを考え

て代替案実施される場合に、環境社会影響の回避緩和というのがおろそかになってはいけないというところで、やはりここの文言は、私としては残したほうがいいかと思います。
　一方で、先ほど、その環境社会配慮を前提にという文言は入ったものの、やはりその経済性が高いからとか、事業効果がこちらのほうが高いから、例外的に適用されるというのが、安易に進むべきではないというところが、何らかの形で残ったほうがいいと考えております。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　この案文、この※のところですけれども、経済性、事業効果は良いとして、技術面はちょっとJICAのほうが難しいのではないかという話だったんですが。
　石田委員、お願いします。
○石田委員　すいません、説明中に。
　お話聞いてて、やっぱりそれ本当にもっともだなと思って、環境社会配慮を要素の一つとして書いてなくて、その本文のところで前提にと書いてあるがゆえに、前提にで揉めないためにも理解が定まらないっていうこともあり得ると考えると、※のところは非常に重要な文章になってくると思います。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　この技術面を残すかどうかなんですけれども、JICAの側は削除してもいいかという感じなんですが、二宮委員、いかがでしょうか。
○二宮副委員長　ありがとうございます。
　私、先ほどの、西井さんかな、ご議論伺っていて、そのとおりだなと思いました。
　※がそういう意味であるということが、今の東委員等のご議論で、また確認できたので、そうであれば、いわゆる、経済性、採算性、この辺の言葉がこの※の意味であるので、技術面はまたこの場合は文脈でいうとちょっと違ってくるかなと思いました。
　なので、経済性、事業効果等のみを理由として、というような表現でいいのではないかと思います。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　石田委員、お願いします。
○石田委員　何を残せばいいかと、本当に難しいと思いますけれども。
　ウガンダのカルマ橋であの時に代替案をずっと眺めてて見てたのは、やっぱり技術面っていうのは非常にもちろん技術屋さんが多く来られてエンジニアが多いわけですから、橋だから当然土木なわけで、土木エンジニアなんで、そこにやっぱり非常に重みが置かれると。
　この急流の中では、ここはちょっと難しいとか、ここは橋梁を建てられる、建てられないって話もずいぶん中で論じられてるんです。だから技術面を残す価値があるんじゃないかなという気はします。
　以上です。
○源氏田副委員長　ありがとうございます。
　ほかにご意見ある方いればお願いします。JICAの側、いかがでしょうか。
○西井　はい、ありがとうございます。

今の議論の中で、技術面が要素であることは間違いないと理解しております。ですので、上の本文に技術面はもちろん入ってくるところでございますが、この※はどちらかというと、その安全パイとして、その理由だけをもって棄却できないよね、判断されないですよねというところの、安全弁を作るところでございます。

技術面だけで、これはもうできないと判断するケースがあり得るかという議論でございますが、カルマ橋はもちろん比較において技術はもちろん議論させていただいたんですが、技術的にこれどうやっても造れないですよねっていうのはあり得るんではないかなと思うのです。

それは経済性、採算性とかいうレベルの、もうちょっと頑張ってよという話ではなくて、物理的に無理という話であれば、なので、上の条件には入るけれど、※からは抜いてもいいんではないかなというふうに考えております。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。いかがでしょうか。

石田委員はよろしいでしょうか。

鈴木克徳委員、お願いします。

○鈴木（克）委員　私は意見を出した時に、技術的には難しい部分があるかもしれないけれども、経済的な側面だけで判断をされるのは困るという意見を書かせていただいて、JICAのほうも、それはそうだというようなご回答をいただいたように理解をしています。

技術面と経済面というのは、事業効果というか、経済面をそう簡単に切り離せない部分もあるとは思うのですが、西井課長がおっしゃられるように、技術的にやっぱりどう考えても困難だというケースはあり得ると思うので、下のほうの経済性、事業効果のみを理由にしてという時には、技術面はあえて書かなくても良いのではないかなと思っているところです。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

石田委員、お願いします。

○石田委員　皆様がおっしゃるように、特に私も技術面を落とすことに異存はありません。

以上です。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

それでは、技術面のところだけ削除していただいて、経済性、事業効果等のみを理由として、ということで形に書き換えさせていただいたということで、こちらでよろしいでしょうか。ご意見ある方いれば、お願いいたします。よろしいですか。

じゃあこちらで確定をしたということで、お願いいたします。ありがとうございます。

その下、こちらは先ほど確認したものですので、OKということです。

あとは主要な提言ですけれども、論点A、保護区の範囲・該否の解釈ということで、括弧書きでバッファーゾーンとマルチプルユースゾーンを例示として挙げさせていただいております。こちらもよろしいでしょうか。

では次、IUCN、こちら特に議論はなかったということで、その次です。

OECMについては、法令に基づき認定されたというのを削除して、保護区としての扱いを検討・確認すべきという、こういう位置づけにさせていただいてます。よろしいでしょうか。

では、論点Bのほうに移りたいと思います。論点Bの最初の文章は一番上に持ってきたということで、その次の文章から残してあります。

一つ目のチェックです。こちら大丈夫でしょうか。

それでは、二つ目です。オフセットについては、このまま主要な提言のほうに残しておくという形になっております。こちらも大丈夫でしょうか。

そしてその次、ミティゲーション・ヒエラルキーについて、念押しで書いたものですけれども、こちらも大丈夫でしょうか。

東委員、お願いします。

○東（智）委員　すみません。1点だけ、ほかのところと書き方を合わせるのであれば、コメント・質問の番号が書かれているかと思いますが、恐らく私のコメントだけではなくて、関連するコメント・質問があるかと思いますので、こちらのほうはJICAのほうで整理していただいて、番号を入れていただくのが良いかと思ったんですが、それでよろしいでしょうか。

○源氏田副委員長　はい、後で、ざっと確認していただいて、東委員以外にも、もしいらっしゃれば書いていただければと思います。

○西井　JICA審査部、西井でございます。

この番号、実はちょっと便宜的に書かせていただいていますのは、今日議論するに当たって、皆さんがどこのコメントを参照しているのかわかりやすくするために、参考として付けさせていただいてまして、最終成果文書においては、削除させていただく予定にしておりまして、なので、最終文書には反映されないですが、皆様のご参考としては記入させていただければと思います。

○東（智）委員　ありがとうございます。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。

こちらはこれで特にご意見がないようであれば、次、論点Cに移っていきたいと思います。重要な生息地の解釈と判断基準です。

この最初のポツは前の運用方針のほうに移しましたので、2個目のチェックだけです。こちらは特に変更してませんが、よろしいでしょうか。

それでは、最後です。その他で文化財の話も出ているんですが、こちらはこの文章で問題ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで全てざっと、もう1回確認したということで、ちょっと時間が押してしまいましたけれども、今日の議論はこれで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○西井　源氏田主査、皆様、本当にありがとうございました。非常に示唆に富む議論をいっぱいいただいたと思っております。大変ありがとうございました。

今後のスケジュールに関して、簡単にご紹介させていただければと思います。

今回の結果に関しましては、11月6日の全体会合での報告確定を目指したいというふうに考えております。

それに向けまして、今後の作業ですが、9月30日中に本日の議論させていただきました運用面の見直し結果案の更新版、あと事前配布資料、回答表は一部修正ありましたか、基本修正はないと思いますが、最終版を最終確認して皆様のほうにお送りさせていただきたいと思っております。

10月7日水曜日中までに、各委員から主査宛にメール本文で修正提案を送っていただきたいと思っております。源氏田主査におかれましては、大変お手数なのですが、ワーキンググループとしての取りまとめをお願いできますと幸いです。

運用見直し結果案、皆様の意見反映したものをJICAに提出いただけますと幸いです。

10月13日火曜日中、JICAより修正案、回答を提示させていただきまして、10月16日金曜日中にワーキンググループご担当委員による確認及び主査による取りまとめ、これ最終確認ということでございます。

10月19日月曜日に全体会合の全委員に送付をさせていただくことで、最終確定に向けて進めさせていただきたいと思っております。

基本的に今日の議論を尊重して、確認をさせていただきます。ただちょっと文言ですとか、微細なところですとか、我々の最終確認の中で修正して、皆様に提示させていただければというふうに思っておりますので、9月30日までに送付できるようにさせていただきたいと思っております。

ということで、皆様、長時間にわたり大変密な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

ガイドライン運用見直しワーキンググループ立て混んでおりまして、ご負担をおかけしていること、大変恐縮ですが、引き続き何とぞご協力いただけますと幸いです。

源氏田主査、本当にありがとうございました。

今日はこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。失礼いたします。

閉会 17:22